

「兵庫県における平成の市町 合併の効果と課題について」

平成 22 年 2 月

市町合併の効果・課題に関する研究会

はじめに（研究の趣旨）

少子高齢化が進み本格的な人口減少社会を迎えつつあり、兵庫県においても2035年（平成47年）には人口が500万人を割り込むと予想されている。同時に、世界的な経済不安や社会保障をめぐる社会不安が大きなものとなっている。

地方分権改革の一環として実施された三位一体の改革等による地方交付税の大幅削減などの影響で財政状況は非常に厳しい中、県内市町には、地方財政健全化法への着実な対応や最近の経済情勢の急激な悪化への迅速な対応が求められている。

このような時代において、生活の質の充実や持続可能な社会を目指し、未来に希望をもてるようにするためには、活力と魅力ある地域の存在が不可欠であり、地方自治体の自立が必要である。

地方分権改革推進委員会による市町村への権限移譲や義務付けの廃止、自治財政権の強化などの勧告を受けて、現在、政府においてその具体化に向けた取組が進められているところであり、地域自らの判断と責任において行政を運営し、地域のことは地域が決める「地域主権国家」の早期実現が期待されている。

平成の大合併は、分権型社会に対応するための基礎自治体の行財政基盤の強化、住民サービスの維持・向上を目的としたものであるが、その一方で、一部では、住民サービスの低下や負担の増加、地域の衰退が懸念されている。

そこで、兵庫県では、このような状況を踏まえつつ、県内市町における市町合併の効果を改めて認識し、市町合併の目的が達成されたかどうか、あるいはどのような課題があるのかを検証した上で、今後の合併市町の課題解決への手がかりを提供し、市町合併後の市町の円滑な運営に資するとともに、合併していない市町も含め県内市町が、自らの将来の市町経営について検討する一助とすることを目的として、市町合併の効果・課題に関する研究会を設置した。

当研究会では、県内合併市町の住民の方々へのヒアリングを行った上で、委員間での協議・検討を重ねた。そこでは、市町合併により行財政基盤や社会資本は一定程度整備され、それぞれの地域では自主的なまちづくりに取り組まれるなどの成果が見られるものの、合併効果として成熟するまでにはもう少し時間を要するのではないかとの意見が交わされた。あわせて、市町合併によって町役場本庁舎がなくなった旧町地域でのにぎわいの喪失のほか、地域での連帯感の希薄化、空き庁舎など利用が少ない施設の存在、地域の個性ある取組の喪失、地域住民の負担感の増大等、様々な課題も浮かび上がってきた。

こうしたことを踏まえ、本報告書では、「現状、研究の背景等」「合併市町における効果と課題」「合併市町・県に求められるもの」「市町合併を踏まえた今後のあり方」についての議論の成果をとりまとめたところである。今後、この研究成果が、合併市町の課題解決の手がかりとなり、県の果たすべき役割を明らかにする上での参考となるとともに、合併市町に限らず、県内市町が自らの将来の市町経営について検討する場合にも大いに参考とされることを期待する。

また、ヒアリングに協力いただいたの方々等に深甚なる感謝の意を表する次第である。

平成22年2月

市町合併の効果・課題に関する研究会 座長 前田 高志

目 次

1	現状、研究の背景等	1
(1)	県内の市町合併の状況	1
	市町数	1
	人口規模	3
	面積	3
(2)	県の姿勢・取組	4
	旧合併特例法下での県の姿勢	4
	県の取組	4
	合併新法での県の姿勢	4
(3)	研究の進め方	4
2	合併市町における効果と課題	6
(1)	行財政の基盤強化・効率化に関する効果と課題	6
	行政体制	6
	組 織（本庁・支所）	6
	組 織（組織の専門化）	8
	職 員（職員数の削減）	11
	職 員（職員の専門性向上）	14
	財 政	17
	施策の展開（住民サービスの維持・向上）	27
	新市町建設計画の進捗	27
	行政サービスの統一化・負担の均一化	29
	市町合併に伴う基盤整備	34
	周辺地域の利便性低下への対応	38
	地域のイメージアップ・独自の取組	46
(2)	住民と行政の関係に関する効果と課題	49
	旧町役場に置かれた支所等	49
	行政の住民に対するサービス提供のあり方	54
(3)	地域の自治と住民意識に対する効果と課題	55
	地域の自治	55
	市町合併に対する意識	58

3	合併市町・県に求められるもの	60
(1)	合併市町に求められるもの	60
	人材育成	60
	住民自治の充実	60
	行財政改革の推進	61
(2)	合併しなかった市町に求められるもの	62
	新たな地域連携の枠組みの模索	62
	地方分権改革に対応した住民サービスの充実	62
(3)	県に求められるもの	63
	広域的・専門的な見地からの市町支援	63
	市町間の調整、県と市町の連携強化	64
	市町と連携した国への意見表明	64
4	市町合併を踏まえた今後のあり方	65
(1)	合併市町	65
(2)	県	65
(3)	市町合併と県・市町の関係	66
	(資料1～6)	67
	(参考資料)市町合併の効果・課題に関する研究会名簿	74

[凡例]

合併市町における効果と課題の項目では、「行財政の基盤強化・効率化」「住民と行政の関係」「地域の自治と住民意識」について、次の5つの視点から詳述している。

検討項目

現状(合併前との比較)

住民の声

評価と課題

今後の取組の方向性

1 現状、研究の背景等

(1) 県内の市町合併の状況

兵庫県においては、平成11年4月の篠山市発足を皮切りに、19地域で市町合併が行われた。

なお、平成の大合併の先駆けとされる篠山市は、平成21年4月1日に合併後10年を経過した。

市町数

平成11年3月31日時点で91（21市70町）あった兵庫県の市町数は、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」の下で市町合併が大きく進展し、旧合併特例法の経過措置期限である平成18年3月末までに41（29市12町）となり、約55%減少した。（表1-1）

全国的には、平成11年3月31日に3,232（670市1,994町568村）あった市町村数が、旧合併特例法及び現行の「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」における市町村合併で現在1,755（784市784町187村）となっており、平成22年3月31日には1,730（786市757町187村）と約47%減少する予定である。

なお、兵庫県の減少率は、全国平均を上回っており、都道府県順では18位となっている。（表1-2）

表1-1 県内の市町数の変遷

年月日	市	町	計	合併市町：合併関係市町名
H11. 3.31	21	70	91	
H11. 4. 1	22	66	88	篠山市：篠山町・西紀町・丹南町・今田町
H16. 4. 1	23	62	85	養父市：八鹿町・養父町・大屋町・関宮町
H16.11. 1	24	56	80	丹波市：柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町
H17. 1.11	25	52	77	南あわじ市：緑町・西淡町・三原町・南淡町
H17. 4. 1	28	32	60	朝来市：生野町・和田山町・山東町・朝来町 淡路市：津名町・淡路町・北淡町・一宮町・東浦町 豊岡市：豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町 宍粟市：山崎町・一宮町・波賀町・千種町 香美町：香住町・村岡町・美方町
H17.10. 1	28	24	52	西脇市：西脇市・黒田庄町 たつの市：龍野市・新宮町・揖保川町・御津町 佐用町：佐用町・上月町・南光町・三日月町 新温泉町：浜坂町・温泉町
H17.10.24	28	23	51	三木市：三木市・吉川町
H17.11. 1	28	21	49	多可町：中町・加美町・八千代町
H17.11. 7	28	20	48	神河町：神崎町・大河内町
H18. 2.11	28	19	47	洲本市：洲本市・五色町
H18. 3.20	29	16	45	加東市：社町・滝野町・東条町
H18. 3.27	29	12	41	姫路市：姫路市・家島町・夢前町・香寺町・安富町

合併経過等については資料1参照。

表1-2 都道府県別合併の状況（市町村の減少率順）

		H11.3.31の市町村数				H22.3.31の市町村数				(1-B/A) ×100
		市	町	村	計(A)	市	町	村	計(B)	
1	長崎県	8	70	1	79	13	8	0	21	73.42
2	広島県	13	67	6	86	14	9	0	23	73.26
3	新潟県	20	57	35	112	20	6	4	30	73.21
4	愛媛県	12	44	14	70	11	9	0	20	71.43
5	大分県	11	36	11	58	14	3	1	18	68.97
6	山口県	14	37	5	56	13	6	0	19	66.07
7	岡山県	10	56	12	78	15	10	2	27	65.38
8	島根県	8	41	10	59	8	12	1	21	64.41
9	秋田県	9	50	10	69	13	9	3	25	63.77
10	滋賀県	7	42	1	50	13	6	0	19	62.00
11	香川県	5	38	0	43	8	9	0	17	60.47
12	佐賀県	7	37	5	49	10	10	0	20	59.18
13	三重県	13	47	9	69	14	15	0	29	57.97
14	山梨県	7	37	20	64	13	8	6	27	57.81
15	岐阜県	14	55	30	99	21	19	2	42	57.58
16	富山県	9	18	8	35	10	4	1	15	57.14
17	鹿児島県	14	73	9	96	19	20	4	43	55.21
18	兵庫県	21	70	0	91	29	12	0	41	54.95
19	石川県	8	27	6	41	10	9	0	19	53.66
20	静岡県	21	49	4	74	23	12	0	35	52.70
21	熊本県	11	62	21	94	14	23	8	45	52.13
22	徳島県	4	38	8	50	8	15	1	24	52.00
23	福井県	7	22	6	35	9	8	0	17	51.43
24	鳥取県	4	31	4	39	4	14	1	19	51.28
25	宮城県	10	59	2	71	13	21	1	35	50.70
26	群馬県	11	33	26	70	12	15	9	36	48.57
27	茨城県	20	48	17	85	32	10	2	44	48.24
28	栃木県	12	35	2	49	14	13	0	27	44.90
29	岩手県	13	30	16	59	13	16	5	34	42.37
30	京都府	12	31	1	44	15	10	1	26	40.91
31	宮崎県	9	28	7	44	9	14	3	26	40.91
32	青森県	8	34	25	67	10	22	8	40	40.30
33	和歌山県	7	36	7	50	9	20	1	30	40.00
34	福岡県	24	65	8	97	28	30	2	60	38.14
35	高知県	9	25	19	53	11	17	6	34	35.85
36	長野県	17	36	67	120	19	23	35	77	35.83
37	愛知県	31	47	10	88	37	18	2	57	35.23
38	福島県	10	52	28	90	13	31	15	59	34.44
39	埼玉県	43	38	11	92	40	23	1	64	30.43
40	千葉県	31	44	5	80	36	17	3	56	30.00
41	沖縄県	10	16	27	53	11	11	19	41	22.64
42	山形県	13	27	4	44	13	19	3	35	20.45
43	奈良県	10	20	17	47	12	15	12	39	17.02
44	北海道	34	154	24	212	35	129	15	179	15.57
45	神奈川県	19	17	1	37	19	13	1	33	10.81
46	東京都	27	5	8	40	26	5	8	39	2.50
47	大阪府	33	10	1	44	33	9	1	43	2.27
	計	670	1,994	568	3,232	786	757	187	1,730	46.50

総務省 HP のデータ（H22.1.12官報告示済）を兵庫県市町振興課において並べ替え。

人口規模

県内では、市町数の減少により、1市町当たり人口の平均値（国勢調査人口）は、平成7年の59,361人から平成17年の136,356人と約2.3倍になった。（資料2）

全国的には人口1万人未満の市町村が459存在しているが、都道府県では唯一、県内に人口1万人未満の市町は存在していない。（表1-3，資料2，資料3）

表1-3 人口段階別の市町数の変化

人口区分	県内の団体数		（参考）全国の団体数	
	H11.3.31	H18.3.27	H11.3.31	H22.3.31
50万人以上	1 (1.1%)	2 (4.9%)	21 (0.6%)	27 (1.6%)
30万人以上50万人未満	3 (3.3%)	2 (4.9%)	43 (1.3%)	45 (2.6%)
20万人以上30万人未満	3 (3.3%)	3 (7.3%)	41 (1.3%)	41 (2.4%)
10万人以上20万人未満	2 (2.2%)	3 (7.3%)	115 (3.6%)	154 (8.9%)
5万人以上10万人未満	6 (6.6%)	9 (22.0%)	227 (7.0%)	278 (16.0%)
3万人以上5万人未満	9 (9.9%)	13 (31.6%)	262 (8.1%)	259 (15.0%)
1万人以上3万人未満	32 (35.2%)	9 (22.0%)	986 (30.5%)	467 (27.0%)
1万人未満	35 (38.4%)	0 (0%)	1,537 (47.6%)	459 (26.5%)
合 計	91 (100%)	41 (100%)	3,232 (100%)	1,730 (100%)

全国の数値は、H22.1.12までに合併の官報告示を終えたもの。

面積

県内市町における1市町当たりの面積の平均値も平成11年度の92.1km²から平成20年度には204.7km²と約2.2倍になっている。面積段階別の市町数の変化は表1-4のとおりとなっている。

全国平均は114.8km²(H11.3.31)から215.0km²(H22.3.31)と約1.9倍になっている。（資料2，資料4）

表1-4 面積段階別の市町数の変化（県内）

面積区分	H11.3.31 の団体数	H18.3.27 の団体数	H18.3.27時点の団体名（ ____ は合併団体）
500 k m ² 以上	1 (1.1%)	4 (9.8%)	豊岡市，宍粟市，神戸市，姫路市
400 k m ² 以上 500 k m ² 未満	0 (0%)	3 (7.3%)	丹波市，養父市，朝来市
300 k m ² 以上 400 k m ² 未満	0 (0%)	3 (7.3%)	篠山市，香美町，佐用町
200 k m ² 以上 300 k m ² 未満	3 (3.3%)	5(12.2%)	新温泉町，南あわじ市，たつの市，三田市， 神河町
150 k m ² 以上 200 k m ² 未満	9 (9.9%)	7(17.1%)	多可町，淡路市，洲本市，三木市，加東市， 上郡町，加西市
100 k m ² 以上 150 k m ² 未満	19(20.9%)	4 (9.8%)	加古川市，西脇市，赤穂市，宝塚市
50 k m ² 以上 100 k m ² 未満	35(38.4%)	5(12.3%)	西宮市，小野市，相生市，猪名川町，市川町
50 k m ² 未満	24(26.4%)	10(24.4%)	川西市，尼崎市，明石市，福崎町，稲美町， 高砂市，伊丹市，太子町，芦屋市，播磨町
合 計	91 (100%)	41 (100%)	

団体名は、面積の大きな順に記載。

(2) 県の姿勢・取組

旧合併特例法下での県の姿勢

県においては、市町合併は市町や住民が地域の実情に応じて自主的、主体的な合意形成を図ることを基本と考え、地域の意向を十分尊重し、その取組段階に応じた対応を行うこととしていた。このことは平成13年にとりまとめた、『今後の市町経営のあり方に関する検討指針』に示されている。

県の取組

自主的、主体的な合意形成に基づき市町合併を進めようとする地域に対する具体的な県の取組としては、市町合併協議会事務局への県職員の派遣や市町建設計画の策定に関する調整、合併支援県道整備事業等のほか、各種の情報提供・課題提起、助言等を行ってきた。

各種の情報提供等の取組としては、『合併後の旧市町の自立的運営の保障システム』(H13)、『篠山市の合併の効果・影響に関する調査研究』(H14～15)、『地域の個性や住民意思を反映させた新しいまちづくり』(H18)等のとりまとめ・周知に加え、『行財政シミュレーションマニュアル』(H14)や『市町合併に係る税財政実務Q&A』(H15)の作成・配布を行った。

合併新法での県の姿勢

合併新法に基づき設置された兵庫県市町合併審議会からは、平成19年1月に、市町村合併の推進に関する構想作成の是非等について「県が市町村合併の推進に関する構想は策定すべきでない。なお、自主的・主体的な合意形成に基づいて合併を進める地域に対しては、その要請や実情に応じて、合併構想の策定も含めた積極的な支援を行うべき。」との答申を得ている。

(3) 研究の進め方

市町合併の評価や検証については、総務省の研究会の『市町村合併による効果について』(H18.5)や『平成の合併の評価・検証・分析』(H20.6)、全国町村会の研究会の『「平成の合併」をめぐる実態と評価』(H20.10)など、既に取り組みされているところであるが、一般的に表1-5のような効果や課題が指摘されている。

表1-5 一般的に指摘されている市町村合併の効果や課題

効果	行財政の基盤強化・効率化を図ることができる。 行政の専門性が向上する。 住民サービスの維持・向上を図ることができる。 地域コミュニティの振興など、住民参加による自主的なまちづくりの推進を図ることができる。 広域的な視点に立った地域のイメージアップや活性化が可能となる。
課題	周辺部では、市町合併後の市役所等が遠く不便になり、寂れてしまう。 旧市町間の行政サービスの格差が調整されることにより、負担増になることがある。 地域の文化や伝統が失われたり、連帯感が薄れたりする。 きめ細やかなサービスの提供ができにくくなるという懸念がある。

このような一般的に指摘されている効果や課題が、県内の市町において実際どのような状況であるか等について、有識者からなる研究会において、検討を重ねた。

また、本研究を行うにあたり、合併19地域の地域協議会・地域審議会や自治会（区長会・町内会等）の代表者、従前の市町合併協議会委員であった者等を対象としたヒアリングを表1-6のとおり行った。

表1-6 ヒアリングの日時

市 町 名	日 時
朝 来 市	平成20年11月10日(月)13:30～
南あわじ市	平成20年11月13日(木)16:00～
宍 粟 市	平成20年11月14日(金)15:00～
多 可 町	平成20年11月15日(土)17:30～
た つ の 市	平成20年11月17日(月)13:30～
神 河 町	平成20年11月19日(水)10:00～
香 美 町	平成20年11月19日(水)13:30～
新 温 泉 町	平成20年11月20日(木)10:00～
佐 用 町	平成20年11月21日(金)10:00～ , 12月11日(木)13:30～
姫 路 市	平成20年11月21日(金)13:00～ , 11月25日(火)13:30～
洲 本 市	平成20年11月21日(金)16:00～
加 東 市	平成20年11月26日(水)13:30～ , 12月15日(月)13:30～
豊 岡 市	平成20年11月26日(水)15:00～
丹 波 市	平成20年11月28日(金)10:30～
西 脇 市	平成20年12月 1日(月)16:00～
養 父 市	平成20年12月 2日(火)13:30～
三 木 市	平成20年12月 2日(火)19:00～
淡 路 市	平成20年12月 4日(木)14:00～
篠 山 市	平成20年12月19日(月)19:30～

2 合併市町における効果と課題

(1) 行財政の基盤強化・効率化に関する効果と課題

行政体制

組 織（本庁・支所）

検討項目	・重複する組織の集約によってスリム化が図られたのか。
現 状 (合併前との比較)	・市町合併前の町役場が支所や総合事務所等（以下「支所等」）となり、農林・土木等の業務・機能が市町合併後の市役所・町役場（本庁）に集約。 ・市町長部局の本庁 789課（室） 476課（室）
住 民 の 声	・スリム化による支所等の職員の減少に対して、「寂しい」との意見がある一方、「現段階では支所等の体制に慣れていく過程であり、慣れれば大丈夫」という意見もある。 ・支所等の見直しについては、見直し後の機能に対する不満があるが、支所等が全くなくなることについての抵抗感がより強い。
評価と課題	・本庁・支所体制や課室の再編など一定程度の組織のスリム化は図られている。 ・現在の支所等のあり方に対しては、利用者である住民が望むサービス維持や行政の更なる効率化について議論のあるところ。
今後の取組 の 方 向 性	・更なる効率化を追求し支所等の見直しを行うのか、支所等の業務を一定維持し続けるのか、ということ議論して検討。

（市町合併後の本庁）

合併市町の市役所・町役場の本庁組織（議会事務局・各委員会の事務局及び消防関係を除く。）をみると、市町合併前の69市町にあった789課(室)が、市町合併直後の19市町では476課(室)と約6割になっている。

（支所等の設置）

市町合併した県内の全団体で、市役所・町役場が置かれなかった旧町域には、支所等（名称は、支所や総合事務所、地域事務所、市民局、地域局等）が設置されている（表2-1-1）が、従前の町役場において完結した行政を行っていたことに比べると、支所等では担っていない事務がある。

支所等では、戸籍や住民票の異動の届出などといった窓口の機能は維持されているが、農林部門や土木部門、水道部門、下水道部門の業務・機能が縮小されている。

支所等の組織的な位置付けに関しては、市町合併直後には部相当であったものが、時間の経過とともに、課（室）相当（あるいは係相当）に変化している例もある。支所等に配置されている職員が減少していることも併せて考えると、市町合併後、支所等から市役所・町役場（本庁）へ業務・機能が集約化する傾向にあると言える。

（旧市町におかれていた支所・出張所）

旧市町におかれていた支所・出張所については、市町合併時から廃止等の見直しが行なわれている。（表2-1-1，表2-1-2）

表2-1-1 県内合併市町での庁舎等の変遷

	合併前		合併直後		現在 (H21.4)
本 庁	6 9	3新設・53支所化	1 9		1 9
支 所	2 1	3廃止・8出張所化	6 3	1廃止	6 2
出張所	1 8	1廃止	2 5	5廃止	2 0
計	1 0 8		1 0 7		1 0 1

上記の欄の支所には、分庁舎(新市町の本庁舎でないもの)・総合事務所・現地事務所を含み、出張所には、サービスセンター・連絡所・分室等を含む。

南あわじ市・宍粟市・淡路市は、合併前の町役場とは異なる場所に市役所を設置し、市役所が置かれた区域にある従前の三原町・山崎町・津名町の各旧役場は分庁舎・市民局・総合事務所となった。(なお、旧山崎町に置かれた市民局(支所)は市役所の新庁舎開庁に伴いH21.3廃止。)

表2-1-2 合併市町で廃止された旧市町の支所・出張所

合併時	豊岡市(豊岡市:港出張所) (但東町:高橋支所・資母支所) 丹波市(春日町:大路支所)
合併後	丹波市(山南町):和田出張所(和田支所) 淡路市(津名町):塩田出張所・佐野出張所・大町出張所・生穂出張所

()内は、市町合併前の名称等である。

本庁・支所体制や課室の再編など一定程度の組織のスリム化は図られているといえるが、こうしたスリム化によって支所等の職員が減少していくことに対し、支所等周辺の住民にはその利便性をめぐって否定的な意見もあった。一方、現段階では支所等の体制に慣れていく過程であり、慣れれば大丈夫という意見も2団体でみられた。

また、支所等の見直しについては、見直し後の機能に対する不満・不安もある。しかしそれ以上に、支所等が全くなってしまうことについての抵抗感は強い。

(今後の本庁・支所等の体制)

行財政基盤強化などの市町合併の効果を住民が実感できるようにするには、たゆみない行財政改革の努力を続けなければならない。

例えば、本庁・支所等の体制については、市町において継続的に検討されるべきものであり、今後も更なる効率化を追求し支所等の見直しを行うのか、支所等の業務を一定維持し続けるのかなど、住民からの視点も踏まえ、十分に議論することが必要である。

表2-1-4 税務事務の所管課

合併前（6市63町）	H21年度（14市5町）
総務課：城崎町、美方町、大屋町、 関宮町、今田町 総務企画課：西紀町 総務財政課：吉川町 町民課：(丸)一宮町、千種町、竹野町、 但東町、村岡町 住民生活課：加美町、緑町 生活課：八千代町 計15	
税務部主税・市民税・資産税・納税課：姫路市 課税課・収税課：中町 税務課：ほか52市町 計54	税務部主税・市民税・資産税・納税課：姫路市 課税課・収税課：篠山市 税務課・収納対策課：丹波市 税務課・収税課：南あわじ市 税務課：ほか15市町 計19

上段は、税務事務以外の事務も所管している所管する課を設置する団体を、下段は、税務事務を専任する課を設置している団体を示す。

その他の専門分野としては、少子化対策や防災対策等への対応のための組織が新たに設置されている。

近年の少子化の課題に対応するため、合併市町においては、こども課（室）等の少子化対策の組織・体制を充実させる団体（H21.4.1現在、9市町で課を設置）がみられる。

阪神・淡路大震災に加え、平成16年の台風23号による風水害でも被害が大きかった県内市町では、その経験からも防災・災害対策に対する意識が高まっていることもあり、平成21年4月現在、合併市町でも市長部局に防災・災害対策を専任する課が10市で設置され、防災監等を4市町で設置している。

また、合併後10年経過した篠山市では、行政経営課、市民協働課、丹波篠山黒まめ課といった組織が新設されているだけでなく、築城400年祭推進課などタスクフォースの組織が設置されている。

行政関係者からは、市町合併を機に、行政が担ってきた仕事の棚卸しができたことから、行政改革が進めやすい環境となったという評価もあり、このことは市町合併のメリットといえる。

今後も、各地域での新しい課題への対応が求められるため、その都度、組織の見直しが必要になり、柔軟に対処していかなければならない。

組織としての専門化に加え、合併市町においては、所管事務の見直し等により、行政評価や民間活力の導入（PFIや公設民営等）への取組も可能になるなど、新しい行政課題への対応ができる組織づくりが進展している。

表2-1-5をみると、平成20年10月1日時点で19の合併市町のうち、12団体は行政評価を導入済みであり、2団体は試行中である。また3団体は平成21年度までに導入の予定となっている。

また、民間活力の導入事例としては、PFI事業に取り組んでいる養父市の「道の駅ようか 但馬蔵」整備事業や、公設民営（DBO）への取組として、豊岡市の

総合健康ゾーン整備運営事業がある。

表2-1-5 行政評価への取組

	県内市町		全国市町村	
		合併市町		市区町村
導入済	30(73.2%)	12 (63.2%)	799(44.2%)	706(41.4%)
試行中	3(7.3%)	2 (10.5%)	236(13.0%)	233(13.6%)
検討中(導入時期決定)	3(7.3%)	3 (15.8%)	90(5.0%)	88(5.1%)
検討中(導入時期未定)	4(9.8%)	2 (10.5%)	563(31.1%)	562(32.8%)
対応予定なし	1(2.4%)	0 (0 %)	122(6.7%)	122(7.1%)
計	41	19	1,810	1,711

H20.10.1時点の調査。

なお、全国市町村の内訳である市区町村の数値は、政令市・中核市・特例市を除いたものである。

職 員（職員数の削減）

検 討 項 目	・類似団体と同程度まで職員数の削減は進んでいるのか。
現 状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職：合併市町の三役 202人 46人 (77.2%) 議 員 1,149人 453人 (60.6%) ・一般職：合併市町の総職員 17,344人 14,621人 (15.7%) 主に農林水産、水道・下水道等の分野で減少。 ・類似団体比較は、合併していない市町村を含めて比較していることから、合併後、期間を経過していない団体の職員数は、類似団体の職員数を超過していることが多い。
住 民 の 声	<ul style="list-style-type: none"> ・職員がかなり減って、職員1人当たりの負担が大きくなっているのではないか。 ・幹部職員が大量に退職して職員の負担が大きいのではないか。 ・地域事情に詳しく支所等に配置されている旧町の幹部職員が退職で減っており、今後に不安。 ・住民に対する給付等を削減する割に行政の効率化の努力が不足。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前と比較すると職員数は減少しているが、合併していない類似団体の水準に向け、なお削減努力を継続する必要がある。 ・退職者の増大に伴って、地域に根ざした経験・ノウハウ、管理能力の低下が予想されることから、行政運営に支障が生じないよう適切な措置が必要である。
今後の取組 の 方 向 性	・職員採用計画・定員適正化計画等による地方交付税の合併算定替の期間を踏まえた計画的な効率化の推進と適切な行政運営の確保。

（職員数の削減）

合併市町においては、首長や議員など特別職の人数が大きく減少している（資料5）。合併市町の三役（市町長、助役・副市町長、収入役）は、平成10年の202人から平成20年には46人と77.2%減少している。また、条例定数上の議員数も平成10年の1,149人から平成20年には453人と60.6%減少している。

一般職も、合併市町の総職員数は平成10年度の17,344人から平成20年度の14,621人へ15.7%減少している。中核市を除くと表2-1-6のように平成10年度の12,914人から平成20年度の10,666人へと17.4%減少している。住民から「行政の効率化の努力が不足」との指摘もあるが、民間企業とは異なり、一般職の公務員の削減方法が、概ね退職者数に比して採用を抑制する「退職者不補充」が中心であることから、特別職のように大幅な削減率が短期的には表れにくいためであると考えられる。

職員数の変化は長期的な視点で捉えていく必要があり、合併市町に15年間の普通交付税の合併算定替の特例が設けられたのも、こうした一般職の削減には一定の期間が必要となることが要因の一つであると考ええる。

表2-1-6 市・町における総職員数の変化

	総職員数			H10-H15 の増減率	H15-H20 の増減率	H10-H20 の増減率
	H10	H15	H20			
合併関係市町 計	12,914	12,356	10,666	4.3%	13.7%	17.4%
合併していない市町計	12,049	11,682	10,426	3.0%	10.8%	13.5%
計	24,963	24,038	21,092	3.7%	12.3%	15.5%
(参考)全国市町村 計	1,545,932	1,486,688	1,338,623	3.8%	10.0%	13.4%

各年度の地方公共団体定員管理調査の総職員数(一部事務組合を含み、県内市町は政令市・中核市・特例市を除く。)

(分野別の職員数)

分野別にみると、表2-1-7のように合併市町においては、特に議会部門や農林部門、水道部門、下水道部門において大きく職員数が減少している。農林部門の職員は、支所に配置していない事例が多く、本庁に集約された結果、減少していると思われる。水道部門と下水道部門では事業の進捗により、職員数が減少しているものと思われる。

なお、一般的には総務部門の重複整理により職員数が減少すると言われているが、支所等に一定数の職員を配置し続ける場合には、総務部門の職員数の減少に限界がある場合もある。

表2-1-7 分野別の職員数の変化

分野別	H15.4.1	H20.4.1	増減数	増減率(%)
総合計(総職員数)	12,356	10,666	1,690	13.7
普通会計	計 9,062	計 7,860	1,202	13.3
一般行政部門	計 6,536	計 5,595	941	14.4
	議会 153	83	70	45.8
	総務 1,910	1,686	224	11.7
	税務 471	392	79	16.8
	民生 1,510	1,343	167	11.1
	衛生 909	755	154	16.9
	労働 12	7	5	41.7
	農林水産 669	530	139	20.8
	商工 180	180	0	0.0
	土木 722	619	103	14.3
特別行政部門	計 2,526	計 2,265	261	10.3
公営企業等会計部門	計 3,294	計 2,806	488	14.8
	水道 404	301	103	25.5
	下水道 364	232	132	36.3

地方公共団体定員管理調査における合併関係市町(姫路市を除く)の職員数の合計。

なお、H15.4.1時点の数値は、合併后市町職員となった一部事務組合の職員数を分野別に分類し、加算している。

(類似団体比較)

地方公共団体の職員数を比較する手法として類似団体との比較^{*1}が用いられる。

しかし、合併市町の職員数を類似団体と比較した場合、合併してから一定期間を経過するまでは、次の要因により相対的に合併市町の職員数が多くならざるを得ず、類似団体との比較には留意が必要である。(表2-1-8)

*1 類似団体との比較

全国の市区町村を、まず権能に応じ指定都市・中核市・特例市・一般市・特別区・町村に分類する。一般市と町村は、人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)に応じて更に分類(一般市は16類型、町村は15類型)する。その上で、各類型に属する団体の人口及び職員数を用いて、類型ごとの人口1万人当たりの職員数を加重平均により算出し、指標化した類似団体別職員数を用いて比較する。

一般に人口当たりの市町村の職員数は、人口規模の大きい団体ほど少なくなる傾向にあり、市町間の比較を行う場合は、ある程度同規模の団体と比べる必要があることから、類似団体と比較する手法が用いられる。

- ア 市町合併が行われた場合、市町の人口規模が大きくなるため、合併後の類型が変化することが多い。一般に人口規模の大きい団体ほど人口当たりの職員数が少ないため、合併する前の個々の市町が類似団体との比較で平均的であったとしても、合併直後の新しい類型での類似団体と比較すると職員数が多い結果となる。
- イ 今回の市町合併では、一部事務組合の構成団体で市町合併を行った団体も多かったが、その場合には、合併前の一部事務組合の職員を新市町の職員として採用するのが通常であり、合併時に職員数を増加させる要因となっている。
- ウ 職員数の削減は、合併市町だけではなく全国の市町村で行政改革の一環として取り組まれており、市町合併していない団体でも一定程度進んでいる。一般職の削減方法は合併の有無に関わらず「退職者不補充」が中心であり、合併市町での削減努力は、合併後、数年間は、類似団体との比較では表れにくい。

合併市町においては、一般職・特別職を含めた職員数の削減や財政基盤の強化による効率化が図られているが、上記のように合併していない市町と比較した場合、合併当初は相対的に合併市町の職員数の方が多くなるため、一定の期間の中で計画的に職員定数の管理を行うことがより強く求められる。

表2-1-8 類似団体（H19.4.1現在）からみた状況

	H15.4.1				H19.4.1			
	職員数 (普通会計) a	類似団体職員数との比較			職員数 (普通会計) d	類似団体職員数との比較		
		類似団体 職員数 b	c a - b	c/ax100 (%)		類似団体 職員数 e	f d - e	f/dx100 (%)
A	305	312	7	2.1	357	178	179	50.1
B	597	615	18	3.1	530	421	109	20.6
C	312	324	12	3.9	269	215	54	20.1
D	235	235	0	0	215	178	37	17.2
E	339	393	54	15.8	365	306	59	16.2

各年度の「地方公共団体定員管理調査」における普通会計の職員数における数値である。

なお、H15.4.1時点のものは、合併前の旧市町別の数値の合計であるが、合併後市町職員となった一部事務組合の職員は加算していない。

(計画的な職員数の削減とその手法)

今後は、職員採用計画・定員適正化計画等により、地方交付税の合併算定替の期間を踏まえた計画的な行政運営の効率化を推進していく必要がある。

このため、事務事業等の見直しにより事業の執行方法だけでなく、業務量自体も減らしていかなければならない。

市町合併により、組織だけでなく、組織風土や人間関係まで大きく変化しているため、市役所・町役場内の調和をどのように図っていくかも重要である。また、退職者の増大に伴い、地域に根ざした経験・ノウハウ、管理能力が低下し、残された職員の負担が増大することも予想されることから、行政運営に支障が生じないよう適切な措置が講じられるべきである。

職 員（職員の専門性向上）

検 討 項 目	・ 職員の専門性の向上が見られるのか。
現 状 (合併前との比較)	・ 組織が専門化したことに伴い、職員の専門化が一定程度進展。 (例)・ 税の徴収職員の専任化による差押件数の増加・ 収入未済額の減少。 ・ 新規に専門職員を採用することが難しく、農林職・ 土木職をはじめ専門職員の数は増加していない。
住 民 の 声	・ 市町規模も大きくなったのだから、土木工事等においては、専門職の人が対応できるよう、専門職員の採用が必要。 ・ 土木職の技術職員が増えた市では、「要望等への対応が早くなった」と対応の迅速化を評価。
評価と課題	・ 税の徴収職員の専任化により差押件数の増加・ 収入未済額の減少等、職員の専門性やスキルの向上が図られている。 ・ 多くの合併市町では、専門職の職員の採用・ 養成には至っていないものの、県職員の派遣を受けて専門分野へ対応している例もある。
今後の取組 の 方 向 性	・ 土木や税務等の専門性が必要な分野での職員の養成や必要に応じた職員の採用。 ・ 県の専門人材を活用した人事交流や研修を通じた市町職員の専門性の向上。

（職員の集約による専門化）

旧市町でも配置されていた既存の分野においては、市町合併前の各市町で同一分野を担当していた職員を集めていることから、職務内容が細分化され、一定の専門性の向上が見られるとの意見が多かった。

組織自体が専門化・ 細分化されたことに伴い、職務の専任化による職員の専門性が向上している。

一つの例として、税務分野について、前述のとおり合併市町では税務事務のみを所管する課の設置に加え、課税・ 徴税を併任する職員が大幅に減少する一方、徴収担当の専任職員が増加する傾向があり、その影響で差押件数の増加や収入未済額の減少という効果が以下のとおり表れている。このことから、職員の専門性やスキルの向上がある程度図られていると考えられる。

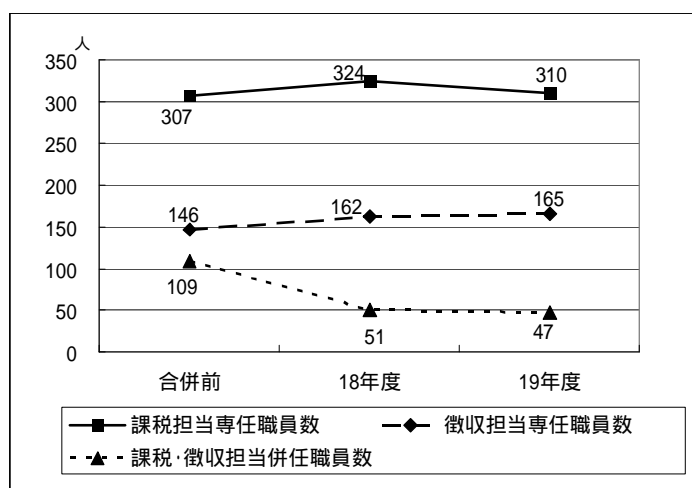
（徴収体制及び徴収税額等の状況）

ア 徴収体制

集中改革プラン等による行政改革により、県内市町全体で人員削減が進められている中、合併市町においても同様に税務関係に従事する職員数は年々減少傾向にある。

図2-1-9を見ると、合併前と合併後では、課税・ 徴税担当併任職員数は大幅に減少する一方で、徴収担当専任職員数は増加傾向（146人 165人）にある。

図 2-1-9 課税・ 徴税職員数の推移



篠山市を除く。

専任職員の配置による自主財源の確保に向けた徴収体制の充実・強化が図られていることが伺える。

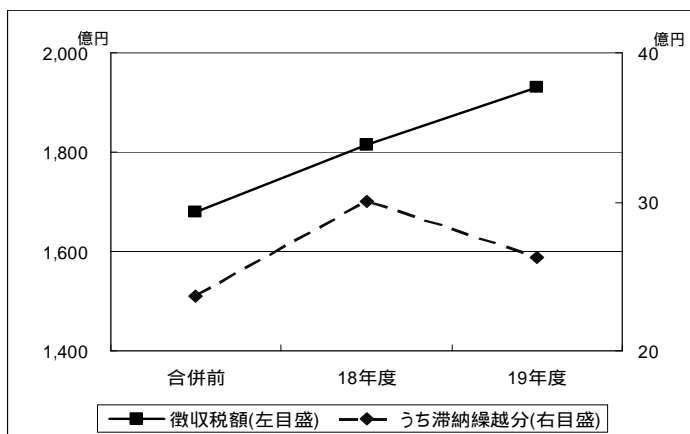
イ 徴収税額の状況・徴収率の推移
徴収税額については、図2-1-10のとおり増加している。

ただ、徴収税額は、国の三位一体の改革の影響や景気等の動向により左右される面があり、徴収担当専任職員の配置によるものとは一概にいえぬ。

徴収率は、表2-1-12のように、合併市町の徴収率も、全県の徴収率と同様の傾向を示している。

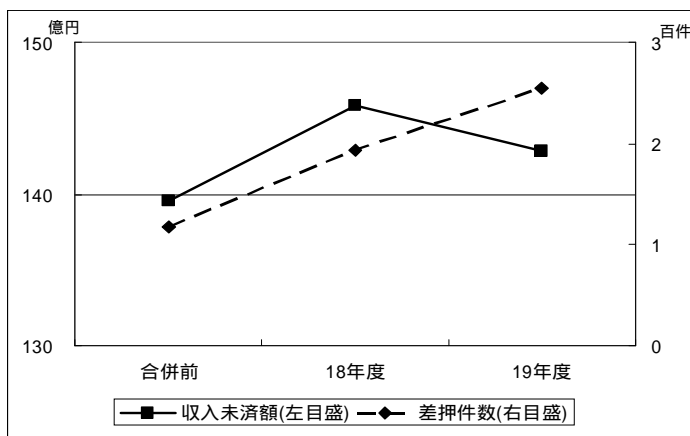
ただ、図2-1-11のとおり収入未済額が平成19年度から減少に転じていることから、合併による徴収担当専任職員の配置により、納税交渉や財産調査が行われたことも、徴収税額の増加には影響を及ぼしていると考えられる。

図2-1-10 徴収税額の推移



篠山市を除く。

図 2-1-11 収入未済額及び差押件数の状況



篠山市を除く。

表2-1-12 徴収率の推移

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
現年分	97.7% (97.9%)	97.5% (97.8%)	97.9% (97.9%)	98.1% (98.3%)	98.0% (98.2%)
滞納分	17.2% (19.9%)	16.9% (18.6%)	18.9% (19.6%)	20.0% (20.6%)	18.2% (18.7%)
計	91.8% (92.1%)	91.4% (92.0%)	91.7% (92.4%)	92.2% (93.1%)	92.5% (93.5%)

合併市町の平均を上段に、県平均を下段に()書とした。

(職員の専門性の確保)

職員の専門性の向上に関して各市町の意見を聴取したが、職員数の削減の必要性に迫られる中で新規に専門職員を任用する余地がないとする意見が多い。実際、専門職別の職員数の変化をみても、全体の傾向としては増加しているとは言えない。

土木職員が増えている市では「対応が迅速化された」と好評価されている事例もある。住民ヒアリングでも、「市町合併により市町規模が大きくなったのだから、土木工事等においては、専門職の人が対応できるよう、専門職の採用が必要」という意見があるなど、専門性を有する職員を確保することは住民の側からも求められている。

職員個人の専門性を高めるためにも、県職員の派遣を受けて、専門分野に対応している例もある。このように人事交流を続けながら、現在の職員の専門性を高めていくという方法も検討されるべきである。

表2-1-13 専門職員の配置

		職員数(人)			H10-20の増減率(%)		
		合併市町計	合併していない市町計	県計	合併市町平均	合併していない市町平均	全県
司書・学芸員	H10	71	260	331	1.4	13.1	10.6
	H15	74	261	335			
	H20	70	226	296			
保健師・助産師	H10	296	547	843	13.5	17.9	16.4
	H15	337	621	958			
	H20	336	645	981			
農林水産技師	H10	104	164	268	6.7	51.2	34.0
	H15	80	120	200			
	H20	97	80	177			
建築技師	H10	82	791	873	17.1	19.5	19.2
	H15	75	752	827			
	H20	68	637	705			
土木技師	H10	543	2,578	3,121	18.4	25.7	24.4
	H15	521	2,339	2,860			
	H20	443	1,915	2,358			
総職員					15.7	16.9	16.6

各年度の地方公共団体定員管理調査の数値。

合併市町においては、職員数の削減が求められているが、職員の専門性をより高め、今後の地方分権の進展に対応できる体制づくりを進める必要がある。土木や税務等の専門性が必要な分野においては、当面は、県の有する専門性のある人材を活用した人事交流や研修を通じて、職員の養成や専門性の向上に取り組み、必要に応じて専門性を有する職員を採用することが求められる。

財政

<p>検討項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政の基盤は強化されたのか。 ・財政の効率化は図られたのか。 																								
<p>現 状 (合併前との比較)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準財政規模 <table border="0" data-bbox="638 315 1340 481"> <tr> <td>県平均</td> <td>95億円</td> <td>225億円</td> </tr> <tr> <td>うち合併市町</td> <td>50億円</td> <td>190億円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下の市町</td> <td>61団体</td> <td>3団体</td> </tr> <tr> <td>うち合併市町</td> <td>58団体</td> <td>0団体</td> </tr> </table> ・財政力指数 <table border="0" data-bbox="638 481 1340 649"> <tr> <td>県平均</td> <td>0.50</td> <td>0.63</td> </tr> <tr> <td>うち合併市町</td> <td>0.41</td> <td>0.49</td> </tr> <tr> <td>0.4未満の市町</td> <td>38団体</td> <td>7団体</td> </tr> <tr> <td>うち合併市町</td> <td>38団体</td> <td>7団体</td> </tr> </table> ・地方債残高 <p>合併特例債を活用してインフラ整備を進めたことから増加。ただし、交付税措置が手厚いことから、実質的な将来負担は一定程度に抑制。</p> ・地域振興基金積立 <p>合併特例債を活用し基金残高の減少を抑制。</p> ・行政経費 <p>市町合併直後には、総務費（内部管理経費等）をはじめ、類似団体に比して行政コストが増嵩。組織のスリム化等により、人件費をはじめ一定程度行政経費が圧縮され、徐々に類似団体並みに抑制される見込。</p> 	県平均	95億円	225億円	うち合併市町	50億円	190億円	50億円以下の市町	61団体	3団体	うち合併市町	58団体	0団体	県平均	0.50	0.63	うち合併市町	0.41	0.49	0.4未満の市町	38団体	7団体	うち合併市町	38団体	7団体
県平均	95億円	225億円																							
うち合併市町	50億円	190億円																							
50億円以下の市町	61団体	3団体																							
うち合併市町	58団体	0団体																							
県平均	0.50	0.63																							
うち合併市町	0.41	0.49																							
0.4未満の市町	38団体	7団体																							
うち合併市町	38団体	7団体																							
<p>住民の声</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が比較的多い地域と合併しなければ、介護保険が機能せず、財政破綻していたかもしれないので、市町合併はやむをえない選択だった。 ・「将来の財政について心配が減った」ことを評価。 ・住民の負担が増えているのだから、行政サービスを維持しつつも、管理費を減らして行政のスリム化を住民の目に見えるようにすべきではないか。 ・交付税措置の手厚い合併特例債を有効な財源として、施設整備に活用したが、三位一体の改革等で「地方交付税の額が全体として抑制され、市町合併効果が見えにくい」。 ・地方交付税の削減による財政状況の悪化のため特例債が十分期待通りに発行できない等の影響もあり、「市町合併のメリットが具体的に見えない」。 																								
<p>評価と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町合併により、標準財政規模が拡大し、財政力指数も上昇する中、人件費をはじめ一定程度の行政経費が圧縮され、財政的な意味での体質は強化された。 ・有効な財源である合併特例債を活用し、一定程度の社会資本が整備されている。 ・合併特例債により財政悪化がもたらされたとの指摘があるが、時期を同じくして行われた三位一体の改革等で地方交付税の額が全体として大幅に削減された点を忘れてはならない。このことが市町合併の効果を見えにくくし、市町合併と交付税削減の時期が重なっているため、市町合併が財政悪化の原因として捉えられがちである。 ・普通交付税の合併算定替期間が15年であるため、この間（特に、合併算定替の段階的縮減開始までの10年）に、行政体制のスリム化と財政運営の改善等が不可欠である。 																								

<p>今後の取組の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併算定替の段階的縮減を見越した効率的な行財政運営の実現。 ・ 組織・定員・給与・行政施策・公営企業・公社等、行財政全般にわたる見直し。 ・ 自主財源の確保など地方公共団体財政健全化法上の指標の推移等も踏まえた財政基盤の強化。 ・ 三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税の復元・充実とともに、財源不足に対応した必要な地方交付税総額の確保等について県・市町の連携した国への提案。
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

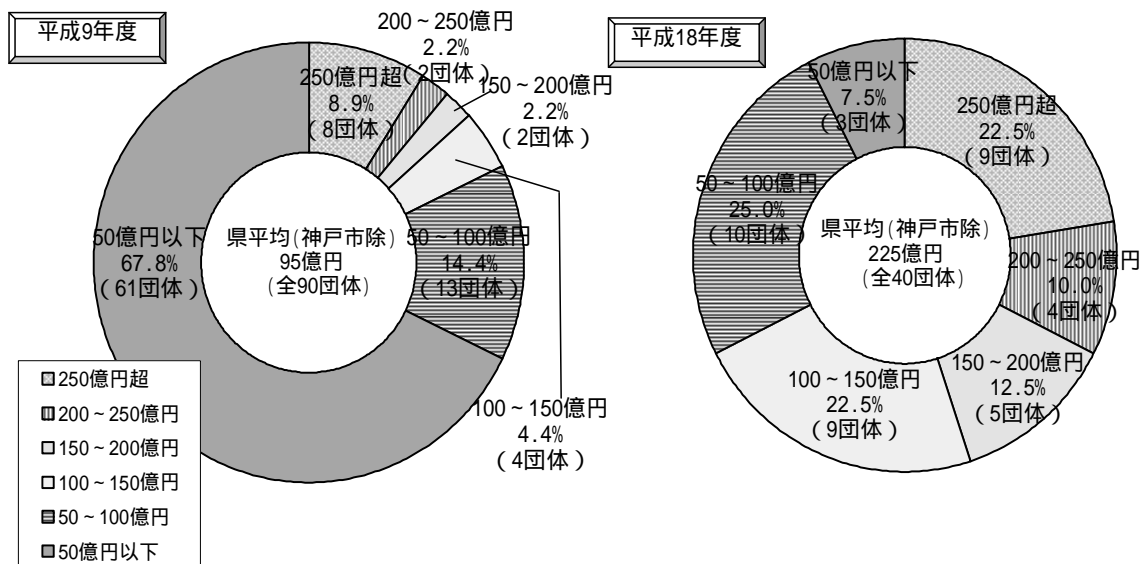
(市町合併前後における財政構造の変化)

ア 標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)

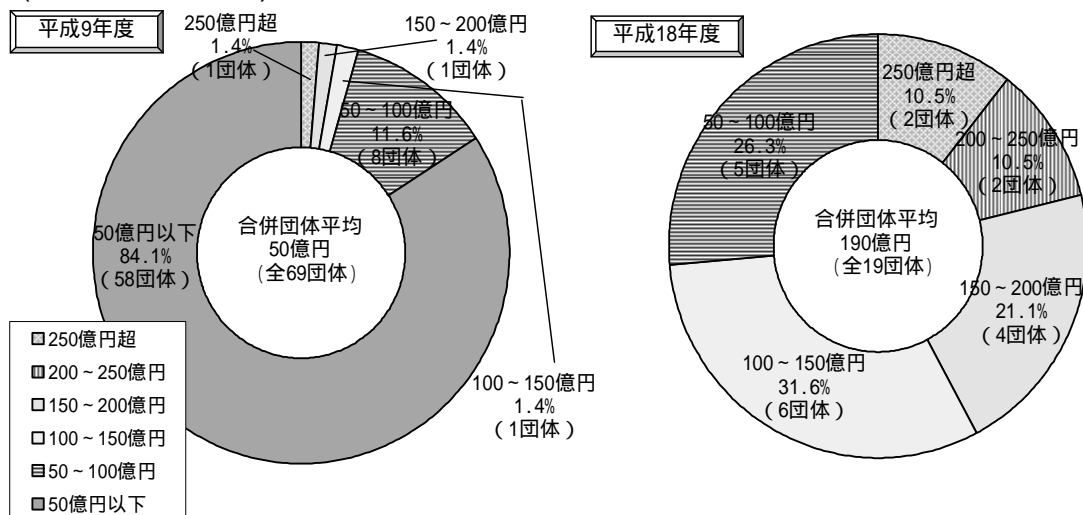
市町合併による団体規模の拡大に伴い、図2-1-14のとおり、県平均の標準財政規模が大幅に拡大 (95億円 → 225億円) するとともに、標準財政規模50億円以下の団体が激減 (61団体 → 3団体) した。

合併市町では、標準財政規模が大幅に拡大 (50億円 → 190億円) し、標準財政規模50億円以下の団体は皆減 (58団体 → 0団体) となった。

図2-1-14 標準財政規模の状況



(合併市町の動向)

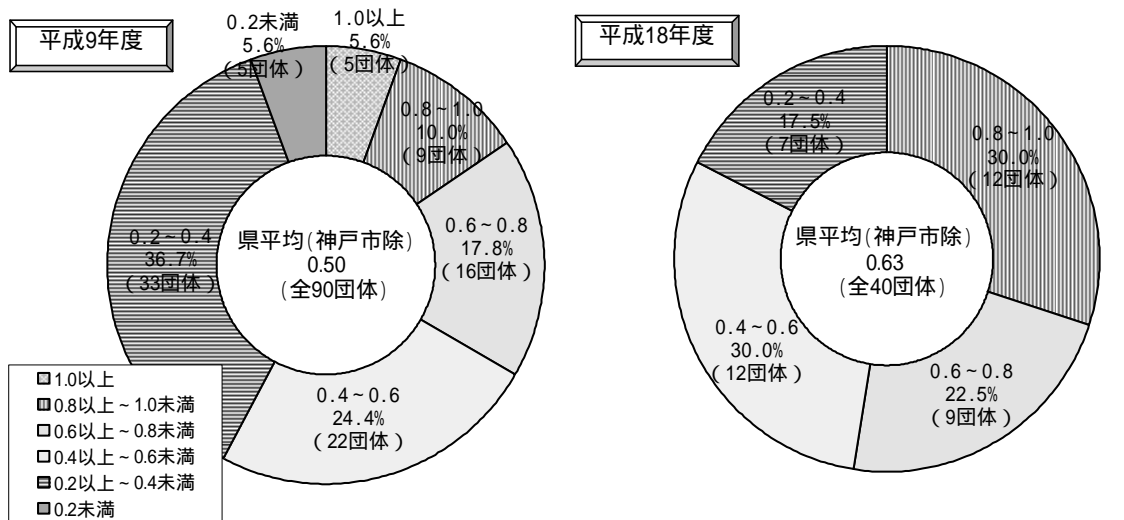


イ 財政力指数* 2

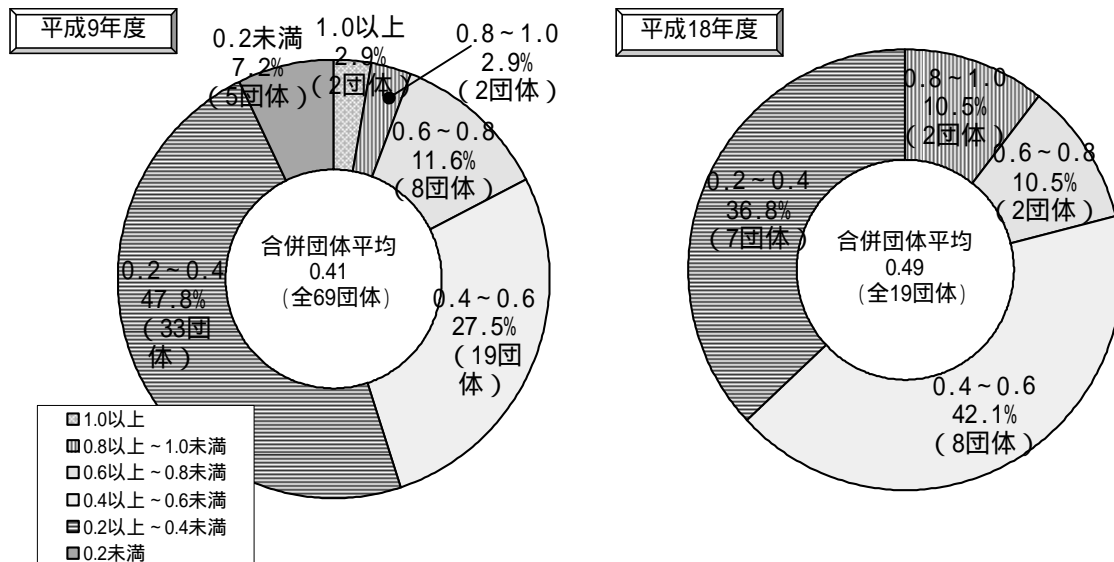
市町合併による団体規模の拡大に伴い、図2-1-15のとおり、県平均の財政力指数が上昇（0.50 → 0.63）するとともに、財政力指数0.4未満の団体数が激減（38団体 → 7団体）した。

合併市町だけで見ても、財政力指数は上昇（0.41 → 0.49）するとともに、財政力指数0.4未満の団体数が激減（38団体 → 7団体）した。

図2-1-15 財政力指数の状況



(合併市町の動向)



* 2 ただし、財政力指数（基準財政収入額 / 基準財政需要額）で用いる基準財政需要額は普通交付税算定時とは異なり、合併算定替は講じられていないことに留意が必要である。

なお、合併算定替とは、当該合併市町村の普通交付税の額について、市町合併後一定期間、合併が無かったと仮定して算定される普通交付税の額の合算額を保障する特例措置のこと。例えば、篠山市（H11.4.1合併）については、合併年度及びそれに続く10か年度（H11～21年度）まで合併算定替が適用された後、引き続き5か年度（H22～26年度）にわたり合併算定替影響額を段階的に縮減し、H27年度以降、通常の算定（合併算定替に対比して一本算定と呼ぶ）となる。

(合併町と合併していない町との比較)

次に、平成15年度(市町合併前)と平成18年度(市町合併後)の各財政指標を比較することにより、合併の与えた影響を検証する。検証に当たっては、阪神・淡路大震災等の影響を除くため、県内の12町を対象とし、「合併していない町(7団体)」と「合併町(5団体)」に区分した上で、それぞれの構成比や平均値の推移を比較する。

ア 人口1人当たり基金残高

基金残高のうち、財政調整基金、減債基金については、「合併していない町」「合併町」ともに同様の傾向(財政調整基金は増加、減債基金は減少)にあることが表2-1-16からわかる。

その他特定目的基金は、「合併町」では合併特例債を財源とした地域振興基金^{*3}積立を行っていることから、「合併していない町」(13,504円)に対して、減少額(5,746円)が小さい。ただし、地域振興基金積立を除けば、公共施設整備基金等の取崩しの影響により「合併町」の減少額(45,280円)が「合併していない町」の減少額を上回る。

表2-1-16 人口1人当たりの基金残高 (単位:円)

	人口1人当たり基金残高		
	町平均	合併して いない町 (7団体)	合併町 (5団体)
H15年度 A	139,022	115,847	181,869
財政調整基金	62,521	57,821	71,209
減債基金	18,525	15,448	24,214
その他特定目的基金	57,976	42,578	86,446
H18年度 B	122,828	97,456	169,737
財政調整基金	63,756	59,218	72,146
減債基金	11,876	9,164	16,891
その他特定目的基金	47,196	29,074	80,700
うち地域振興基金	13,877	0	39,534
増減 B - A	16,194 (14,831)	18,391 (18,922)	12,132 (5,703)
財政調整基金	1,235 (1,848)	1,397 (1,132)	936 (3,454)
減債基金	6,649 (6,467)	6,284 (6,355)	7,323 (6,467)
その他特定目的基金	10,780 (10,212)	13,504 (13,699)	5,746 (2,689)
うち地域振興基金	13,877 (13,877)	0 (0)	39,534 (39,534)

各年度ともに、H18年度末の住民基本台帳人口を用いて算出。

「増減 B - A」欄の下段()書は、H15年度の数値をH15年度末の住民基本台帳人口を用いて算出した場合の増減額。

*3 地域振興基金

旧市町単位の地域振興、住民の一体感醸成のため行う基金造成に対し合併特例債を充当(95%)、元利償還金の70%を普通交付税措置。合併特例債の償還が終わった額の範囲内で、基金条例かつ新市町建設計画に該当する事業の財源とする場合に取崩し可能。

イ 人口1人当たり地方債残高

実質的な建設地方債残高は、表2-1-17のとおり「合併していない町」では減少（48,000円）しているものの、「合併町」では合併特例債の活用により基盤整備を進めていることから増加（+23,718円）している。

表2-1-17 人口1人当たりの地方債残高 (単位：円)

		人口1人当たり地方債残高		
		町平均	合併して いない町 (7団体)	合併町 (5団体)
H15年度	A	529,698	374,819	816,053
	災害復旧事業債	1,234	739	2,149
	臨時財政対策債	50,139	38,287	72,053
	その他(実質的な建設地方債)	478,325	335,793	741,851
H18年度	B	556,893	364,974	911,728
	災害復旧事業債	2,888	977	6,420
	臨時財政対策債	98,506	76,204	139,739
	その他(実質的な建設地方債)	455,499	287,793	765,569
	うち合併特例債	27,081	0	77,151
増 減	B - A	27,195 (32,390)	9,845 (11,562)	95,675 (124,526)
	災害復旧事業債	1,654 (1,666)	238 (234)	4,271 (4,347)
	臨時財政対策債	48,367 (48,859)	37,917 (37,742)	67,686 (70,234)
	その他(実質的な建設地方債)	22,826 (18,135)	48,000 (49,539)	23,718 (49,945)
	うち合併特例債	27,081 (27,081)	0 (0)	77,151 (77,151)

各年度ともに、H18年度末の住民基本台帳人口を用いて算出。

「増減 B - A」欄の下段()書は、H15年度の数値をH15年度末の住民基本台帳人口を用いて算出した場合の増減額。

* 4 合併特例措置(主なもの)

合併補正(合併直後の臨時的経費に対する財政措置)

合併後における行政の一本化(基本構想の策定・改訂、ネットワーク整備等)に対し、5か年にわたり包括的に普通交付税で措置。

合併特例事業に係る事業費補正

合併年度及びこれに続く10か年度に限り市町村建設計画に基づく事業の必要な経費に地方債を充当(95%)でき、その元利償還金の70%については普通交付税で措置。

合併に係る特別交付税措置

合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等の需要に対应的確に対応するため、合併年度又はその翌年度から3か年にわたり、特別交付税で措置。

ウ 一般財源総額の推移

一般財源総額は、表2-1-18のとおり「合併していない町」「合併町」とともに減少傾向であり、「合併していない町」の 5.3%に比べ、「合併町」では 3.2%となっているが、合併特例措置*4を除けば逆に 6.1%と減少率が大きい。

内訳の地方税等では、「合併していない町」で+6.9%なのに対し「合併町」は+4.7%となっている。臨時財政対策債を含む地方交付税等は、「合併していない町」の 26.8%に対し、「合併町」では 7.0%の減少にとどまっている。

なお、合併特例は、合併補正や事業費補正等により地方交付税で11.5億円が措置されている。

地方財政計画で平成15年度と平成18年度を比較すると、臨時財政対策債や減税補てん債を含む一般財源総額（県及び市町村分）について、税源移譲分をあわせても平成15年度と同水準（+0.4%）であり、税源移譲分や地方交付税の不交付団体の水準超経費を除けば大幅に減少（6.5%）している。このことから地方交付税の交付団体では、税源移譲に伴う国庫補助金の削減相当分以上の財源が減少していることがわかる。

県内町の一般財源総額の決算額は、税源移譲分を含んでも 4.3%と減少しており、税源移譲分を除けば、県内町にとって更に大きく一般財源総額が減少することとなり、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減等の影響が大きいことが伺える。

表2-1-18 県内の町における一般財源の決算額等推移（単位：県内町/百万円,地財/億円）

	歳入項目	H15年度	構成比	H18年度	構成比	増減額	増減率
県内町計	一般財源総額	82,651	100.0	79,087	100.0	3,564	4.3
	うち地方税等	40,097	48.5	42,600	53.9	2,502	6.2
	うち地方交付税等	42,553	51.5	36,487	46.1	6,066	14.3
	地方交付税	34,317	41.5	32,520	41.1	1,797	5.2
	臨時財政対策債	8,236	10.0	3,968	5.0	4,268	51.8
合併町	一般財源総額 (合併特例措置除き)	39,755 (39,755)	100.0 (100.0)	38,467 (37,316)	100.0 (97.0)	1,288 (2,439)	3.2 (6.1)
	うち地方税等	12,744	32.1	13,348	34.7	605	4.7
	うち地方交付税等	27,011	67.9	25,118	65.3	1,893	7.0
	地方交付税 (合併特例措置除き)	22,945 (22,945)	57.7 (57.7)	23,152 (22,001)	60.2 (57.1)	207 (944)	0.9 (4.1)
	臨時財政対策債	4,066	10.2	1,966	5.1	2,100	51.6
合併していない町	一般財源総額	42,896	100.0	40,620	100.0	2,275	5.3
	うち地方税等	27,353	63.8	29,251	72.0	1,898	6.9
	うち地方交付税等	15,542	36.2	11,369	28.0	4,173	26.8
	地方交付税	11,372	26.5	9,368	23.1	2,004	17.6
	臨時財政対策債	4,170	9.7	2,002	4.9	2,169	52.0
地方財政計画	一般財源総額	585,059	-	587,132	-	2,073	0.4
	税源移譲分を除く	583,887	-	556,334	-	27,553	4.7
	税源移譲分・水準超経費相当分を除く	579,087	-	541,434	-	37,653	6.5

エ 経常収支比率

「合併していない町」「合併町」とともに、経常一般財源（特に、三位一体の改革等の影響による普通交付税。表2-1-19）の減が大きく影響し、経常収支比率は上昇している。また、歳出項目別の状況は表2-1-20のとおりとなっている。

人件費

「合併町」で若干上昇している。合併前の一部事務組合に従事していた職員を、合併による組合解散に伴い町職員として採用しており、一般的には合併直後は類似団体よりも多くなるが、徐々に行政の効率化が進み、類似団体並に定数削減も進むと考えられる。

一方、一部事務組合が解散していることもあり、「補助費等」に係る比率は改善している。「人件費＋補助費等」の比率で見ると、「合併していない町」では上昇（＋0.6％）しているものの、「合併町」では改善（－2.1％）している。

また、「人件費＋物件費＋補助費等」の合計でも、「合併町」では比率が改善（－1.6％）しているものの、「合併していない町」ではほぼ横ばい（＋0.1％）である。

公債費

「合併町」で大きく上昇している。これは、合併前に進めた投資事業の影響が表れてきたものであるが、交付税措置の手厚い起債（過疎債等）を活用したことから、実質公債費比率（単年度）の上昇は緩やかである。なお、合併特例債の償還に係る影響は今後本格化することとなる。

繰出金

兵庫県では、平成16年度までに生活排水処理率を99%まで高める「生活排水99%大作戦」により、下水道整備が進んでいることもあり、下水道事業会計への繰出増の影響が大きく、「合併町」「合併していない町」とともに上昇している。

表2-1-19 経常一般財源

（単位：百万円）

	経常一般財源		
	町 計	合併して いない町 (7団体)	合併町 (5団体)
H15年度 A	78,094	41,295	36,799
地方税	32,339	22,365	9,974
普通交付税(臨財債含む)	38,091	14,293	23,798
その他	7,663	4,636	3,027
H18年度 B	74,638	39,282	35,356
地方税	32,647	22,866	9,781
普通交付税(臨財債含む)	32,308	10,489	21,819
その他	9,683	5,928	3,755
増 減 B - A	3,456	2,013	1,443
地方税	307	501	193
普通交付税(臨財債含む)	5,783	3,805	1,979
その他	2,020	1,291	729

地方税の増減については、「合併していない町」で法人税割を中心に市町村民税が大きく増加しているのに対し、「合併町」では市町村民税の伸びが小さく、固定資産税の減少分をカバーできていないことによる。

表2-1-20 経常収支比率

(単位：%)

		経常収支比率		
		町平均	合併して いない町 (7団体)	合併町 (5団体)
H15年度	A	84.8	84.1	85.5
	人件費	27.0	26.3	27.8
	物件費	12.0	14.2	9.5
	扶助費	3.3	4.0	2.5
	補助費等	14.0	12.0	16.3
	公債費	19.9	18.4	21.5
	繰出金	7.7	8.2	7.1
	その他	1.0	1.1	0.9
H18年度	B	89.9	87.2	93.0
	人件費	27.3	26.1	28.5
	物件費	11.9	13.7	10.0
	扶助費	4.1	4.8	3.3
	補助費等	13.1	12.8	13.5
	公債費	21.8	17.5	26.5
	繰出金	11.1	11.4	10.8
	その他	0.6	0.8	0.4
増 減	B - A	5.1	3.1	7.5
	人件費	0.3	0.2	0.7
	物件費	0.1	0.5	0.5
	扶助費	0.8	0.8	0.8
	補助費等	0.9	0.8	2.8
	公債費	1.9	0.9	5.0
	繰出金	3.4	3.2	3.7
	その他	0.4	0.3	0.5
	(再掲) 人件費+物件費+補助費等	0.7	0.1	1.6

表2-1-21 実質公債費比率

(単位：%)

		実質公債費比率		
		町平均	合併して いない町 (7団体)	合併町 (5団体)
H15年度(単年度)	A	15.6	13.8	17.7
H18年度(単年度)	B	17.4	14.7	20.4
増 減	B - A	1.8	0.9	2.7

(市町合併が市町財政に与えた影響)

合併町では、合併前後の時期に必要な基盤整備事業に取り組んだものの、主な財源に交付税措置の手厚い起債(合併特例債等)を活用して施設整備を行っている。(表2-1-22)

そのため、公債費負担が合併町の財政状況に一定の影響は及ぼすものの、実質公債費比率の上昇は、事業量に比して抑制されている。(表2-1-20, 表2-1-21)

表2-1-22 合併した5町における合併特例債の活用状況 (単位:百万円)

区分	H17~19年度計	内 訳
1 学校施設等整備	1,320	小・中学校大規模改造、耐震補強等
2 社会福祉施設等整備	975	保健センター整備(284) 特別養護老人ホーム整備(691)
3 道路等整備	548	アクセス道路等整備・改良
4 消防・防災施設	390	防災情報システム整備(340) 防災行政無線整備(50)
5 庁舎整備	494	本庁舎建設
6 情報基盤整備	1,309	C A T V整備
7 交流拠点施設	284	施設等整備
8 その他	122	鉄道高速化(61) 橋梁架替(61)
9 基金造成	4,009	地域振興基金

しかし、普通交付税の合併算定替期間は15年であることから、合併算定替の特例期間中(特に、合併算定替の段階的縮減が行われるまでの10年間に、市町合併に伴う行政体制のスリム化と財政運営の改善等を進めることは不可欠である。

今後、合併算定替の特例期間終了までの行政体制のスリム化と財政運営の改善の結果如何によっては、三位一体の改革等の影響による地方交付税削減が地方財政に与えた影響と同様に、深刻な財政悪化を招くことが想定される。

このため、各団体では、組織・定員・給与・行政施策・公営企業・公社等、行財政全般にわたる見直しを行い、行財政の透明性を高めるため、財務諸表等の整備を進め、効率的な行財政運営に努める必要がある。

特に、合併後10年目を迎えた篠山市では平成22年度から、また他市町においても今後5年程度で合併算定替の段階的縮減が始まり、合併算定替の影響額は表2-1-23のとおり合併市町平均で標準財政規模の10%に相当する地方交付税の大きな縮減があることから、行政体制のスリム化と財政運営の改善が求められる。

合併市町としては、持続可能な財政運営に取り組んでいくことが必要であるが、県としても、地方公共団体財政健全化法に定める指標の推移等も踏まえつつ、行財政全般にわたる総合的な助言・情報提供などの対応が求められる。

郡部では、一般的に人口密度が減少傾向にあることなどから、合併しても都市部ほど効率化を進めにくい実態があるとも言われていること等も踏まえ、地方交付税による適切な財源措置(財政調整と財源保障)が不可欠である。三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税の還元・充実とともに、財源不足に対応した必要な地方交付税総額の確保等について、県と市町とが連携して国に提案すべきである。

表2-1-23 市町合併に係る地方交付税合併算定替の影響額(H21年度)
(単位：百万円)

区分 市町名	標準財政規模 A	普通交付税		差引 B - C D	D/A (%) E	開始時期	
		合併算定替 B	一本算定 C			合併算定 替の縮減	一本 算定
姫路市	113,748	19,896	17,264	2,632	2.3	H28	H33
洲本市	13,515	6,721	6,108	613	4.5	H28	H33
豊岡市	28,599	17,162	13,949	3,213	11.2	H28	H33
西脇市	11,373	5,161	4,580	581	5.1	H28	H33
三木市	18,706	5,690	5,114	576	3.1	H28	H33
篠山市	16,226	9,735	7,944	1,791	11.0	H22	H27
養父市	13,139	9,780	8,096	1,683	12.8	H27	H32
丹波市	22,348	12,872	9,698	3,174	14.2	H27	H32
南あわじ市	16,088	8,846	6,973	1,874	11.6	H27	H32
朝来市	12,708	6,864	5,176	1,688	13.3	H28	H33
淡路市	17,879	11,722	9,216	2,506	14.0	H28	H33
宍粟市	14,921	9,308	7,544	1,764	11.8	H28	H33
加東市	11,438	3,307	2,139	1,168	10.2	H28	H33
たつの市	19,857	8,030	6,108	1,922	9.7	H28	H33
多可町	7,577	4,893	3,868	1,025	13.5	H28	H33
神河町	5,234	2,712	2,228	484	9.3	H28	H33
佐用町	8,711	5,770	4,321	1,449	16.6	H28	H33
香美町	8,649	6,184	5,204	981	11.3	H28	H33
新温泉町	6,483	4,584	4,026	559	8.6	H28	H33
市 計	330,545	135,095	109,909	25,186	9.6		
町 計	36,654	24,144	19,646	4,498	11.9		
県 計	367,200	159,239	129,555	29,684	10.2		

上記の標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。
E欄の市・町・県計の値は、単純平均を記載。

施策の展開（住民サービスの維持・向上）

新市町建設計画の進捗

検討項目	・新市町建設計画に沿ったまちづくりが進んだのか。
現 状 (合併前との比較)	・合併協議を経て作成された新市町建設計画については、定量的な記載が乏しい例が多い。
住民の声	・市町合併でもっと大きな事業や夢が実現するよう期待していた。 ・新市町建設計画での人口設定が過大だったのが財政の悪くなった原因ではないか。
評価と課題	・新市町建設計画の進捗状況の評価は困難。 ・人口動態、高齢化の進捗、財政状況等で現実との乖離部分は適宜計画の見直しが必要。
今後の取組の方向性	・新市町建設計画の進捗は、今後の総合計画や基本計画等の策定・見直しの中で、事業を例示する等により、具体的に示す努力。 ・人口動態、高齢化の進捗、財政状況等といった現実との乖離は、総合計画の策定時などの適切な時期に見直しを検討。

（新市町建設計画に対する評価）

新市町建設計画は、合併関係市町の住民に対して合併市町の将来に関するビジョンを提示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町のマスタープランとしての役割を果たし、合併協議に際し検討されるものである。

住民ヒアリングでは、新市町建設計画に沿ったまちづくりが進んでいると思うかという質問をしたところ、どの程度進んでいるのかわからないという回答がほとんどであった。

こうした印象を与えている理由の一つに、市町合併時に定めた新市町建設計画の内容をみると、定量的な記載が乏しく、評価しづらい面が多いことが挙げられる。

一方、個別の事業については、「思っていたよりも進んだ」、「全く進んでいない」という意見が聞かれることから、市町合併前に行われた住民説明会や広報によって説明のあった個別事業への印象が、ともすれば市町合併全体の評価に繋がっているのではないかと感じられた。また、市町合併によって「もっと大きな事業や夢が実現するよう期待していた」という声もあった。

今後、新市町建設計画の進捗状況については、事業の例示等により、具体的に示す努力が必要である。例えば、今後の総合計画や各種の基本計画等の策定・見直しの中で、新市町建設計画に記載された事業のうち、可能なものは進捗状況を数値化することによって具体的に例示するなどの取組が考えられる。

（新市町建設計画と現実の乖離）

新市町建設計画の記載内容について、人口動態や財政状況等で現実との乖離が大きくなっている場合がある。

一般に用いられる人口推計は、直近の一定期間の傾向が将来的に続くと仮定し、出生率や生存率などの推計条件から計算上導かれる数値であり、その推計自体に限界があるが、新市町建設計画に記載されている人口推計は、計算上導かれる数値よりも更に多い、政策的な人口の推計値が設定されている場合もある。このことについては、新市町のまちづくりによる人口の増加（あるいは維持）という、ある種の

願望が入っているとの指摘もあった。

また、この新市町建設計画における人口が財政計画等のもとになり、新市町の事業が実施され、各種の基本計画が策定されているため、実際の人口に比べ過大な投資になっていると評価されている事業もあった。

人口だけではなく、地方財政を巡る状況は、今後の少子高齢化の進捗や景気変動等に対応する国の経済・財政政策などにより大きく変化していることから、新市町建設計画に記載された内容から今後も大きく乖離していく場合もある。

人口動態、少子高齢化の進捗、財政状況等の計画内容と現実との乖離が大きい場合には、今後の総合計画の策定・改訂の中で適宜見直しを行うことにより、住民ニーズにあわせ、実情を踏まえた持続的なまちづくりを進める必要がある。

新市町建設計画の内容と現実との乖離が総合計画の改訂に至らない場合であっても、新市町の個々の事業計画、特に上下水道事業など人口規模に事業費が左右される投資的事業の実施にあたっては、新市町建設計画の推計人口を基本にするか、それとも現状を踏まえたものとするか、その都度、十分に検討する必要がある。

行政サービスの統一化・負担の均一化

検討項目	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの統一化・負担の均一化は、図られているのか。 サービスの統一により高齢者や障害者等の社会的弱者の負担増となっていないか。
現状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> 小学校や幼稚園、保育所などの公共施設の統廃合について、住民の理解が得られていない場合がある。 下水処理施設の統合への検討の開始。 市町合併協議時に水道料金や保育料の負担など住民負担を調整することができなかった市町では、依然として統一料金に移行できていない状況。
住民の声	<ul style="list-style-type: none"> 小学校や幼稚園・保育所の統合が進むことには不満との声も多い。一方、市町合併前に時間をかけて十分な調整を実施したため、これらについても理解されている地域がある。 規模の大きな市と合併した場合、大きな市の制度に統一されるため、市町合併前にはなかったサービスを受けられることができるという評価。逆に従前の福祉サービス等がなくなるケースもあり、旧町のきめ細かい施策を残してほしいとの声も多い。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> 合併前に十分な協議を行えなかった市町では、行政サービスの料金を統一できていない場合が多い。また、料金の統一を行った場合にも負担を低い方に設定している。財政的に厳しいこともあり、合併後2～3年経過後に値上げせざるを得なくなっている例が見られる。 市町合併後、原則的には、行政サービスや料金は統一されるべきものであるが、合併前のきめ細やかなサービスが機械的に一律廃止されることのないよう、何らかの経過措置や代替措置の検討が必要。
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 施策展開の際には、特に旧市町住民の間で不公平感を抱くことのないように、十分・丁寧な説明を行い、住民の理解と協力を得ることが必要。 サービスの統廃合、選択と集中にあたっては、従前の市町域から広くなったことを踏まえつつ、既存サービスの受益者の急激な負担増を避けるという視点からの施策展開や弾力的な運用。

合併市町においては、行政の効率化を進める観点から、また、新市町としての一体感を醸成し、負担の公平化を図る観点から、公共施設の統合・行政サービスの統一化・負担の均一化を進めていく動きがある。

(公共施設の統廃合)

下水道処理施設については、集約によって行政の効率化を進める観点から終末処理場の統廃合を検討している市町(2団体)がある。終末処理場は、流域の最下流に配置するのが一般的であるため、市町の境に設けられている場合が多く、統廃合を検討しやすい状況にあることが背景にあると考えられる。

ただ、公共施設の統廃合について、行政の効率化を求める一方で、特に住民に身近な小学校や幼稚園・保育所の統合については、住民から不満の声も多い。市役所・町役場が遠くなった上に、小学校なども地元からなくなり寂れていくという意見が多い。一方で、市町合併前に時間をかけて十分な調整を行ったことにより住民に理解されている地域もあり、例えば、新市町としての一体感を醸成していくには、早

く小規模な小中学校を統合するべきといった意見のほか、幼稚園と保育園の統合の遅れ等を例に効率化の努力が足りないのではないかとすることを指摘する意見もあった。

(住民負担の変化)

各種の利用料などについて、現在全ての市町で均一化が図られているわけではないが、住民ヒアリングで負担変更があったという意見が聞かれたのは、上下水道料金や保育料、ごみの収集等が多い。

負担が増えた地区では住民に不満が多いのではないかと考えられがちであるが、合併前から郡単位での交流が多かった地域や合併協議に時間をかけて十分な調整を行った地域では、比較的不満が少ないことが見受けられた。

バスや公民館の使用など今まで無料だったものが有料化されているが、「我慢できる範囲内である」、「合併協議の中で了解してきたことなのでやむを得ないことと納得している」という意見が聞かれた。

一方、市町合併協議の際に新市町において検討するとした項目が多い地域では、まさに住民負担の調整の時期を迎えているが、「合併後生じている課題について、合併協議の経緯を確認すると、合併後調整することとされ、どのように調整するのか分からないものが多い。」といった否定的な意見が多かった。

行政サービスの料金については、合併協議の中で、統一できなかった市町も多く、合併時に統一した場合でも負担を低い方に合わせている例もある。いずれの場合も財政的に厳しいこともあり、その後に値上げをしている事例が見られる。

(水道料金の変化)

水道料金の設定方法は各市町において差があるため、料金の値上げ・値下げについて一概に言えないが、総務省の「地方公営企業の経営状況」調査で用いられる、一般家庭で1か月20^mを使用(口径は原則13mmを使用)した場合で比較すると次表2-1-24のとおりである。

表2-1-24 合併市町(19団体)の水道料金の統一状況

統一の状況	統一の基準	団体数	
1 合併時に統一した団体 (10団体)	低い額に統一	5団体	その後値上げを実施: 2団体
	中間の額に統一	3団体	その後値下げを実施: 1団体
	従前より高く統一	2団体	その後値上げを実施: 1団体
2 合併直後に統一せず、その後統一へ動きのある団体(6団体)	低い額に統一	1団体	
	中間の額に統一	4団体	段階的に統一中: 3団体
	従前より高く統一中	1団体	段階的に統一中: 1団体
3 合併時に統一せず、現状に変化のない団体		3団体	

H21. 4. 1現在の状況。

なお、「2 合併直後に統一せず、その後統一へ動きのある団体」「3 合併時に統一せず、現状に変化のない団体」には、合併時に一部地域のみ料金改定を行った団体(各1)を含む。

19の合併市町のうち、合併時に統一したのは10団体である。そのうち5団体は比較的低い金額に設定したが、2団体はその後値上げを行っている。中間的な額で統一を行ったのは3団体であるが、その後1団体は値下げを行った。また、合併する前の料

金よりも高い額に統一した2団体もあるが、再度値上げしたところも1団体ある。

合併時に統一していない9団体のうち、統一の動きがあるのは6団体である。現在統一したのは2団体で、統一時期はいずれも平成21年4月であり、統一に要した期間は3～5年である。現在統一に向け段階的に料金の改正を行っている4団体では、中間的な額で統一予定が3団体で、合併する前の料金よりも高い額に統一予定は1団体である。

残る3団体は、合併時に統一しておらず、現在も変化がない。

統一に伴う水道料金の値上げについては、「住民生活に直結するだけに負担感がある」「合併前にどれだけ周知されていたのか」という声もあれば、「合併しなくても経営が厳しいので、料金の値上げはやむを得ない」という意見も聞かれた。なお、公民館等における水道が有料化されたことについて、「合併協議で了解されたことであり、納得している」という声もあった。

ただ、料金が下がった地域でも、「料金は半額近く減っているのに検針が2か月ごととなったため、安くなったと感じている人はいない」や「水道料金は安くなったとしても、他に料金が上がったものがあると、上がった料金にだけ住民の関心が集まってしまう」など、住民負担の軽減については、合併の評価として捉えられていない状況もある。

(保育料の変化)

保育料については、減免の制度等もあることから、保育料だけでは変化を把握できない面もあるが、所得税額16万円の世帯における3歳児の保育料を、他の要因を考慮しないで比較すると次表2-1-25のとおりである。

表2-1-25 合併市町(19団体)の保育料の統一状況

統合の状況	団体数
1 従前より低い額に統一	3団体 : その後値上げを実施: 1団体
2 低い額に統一	7団体 : その後値上げを実施: 2団体
3 中間の額に統一	5団体 : その後値上げを実施: 2団体
4 高い額に統一	2団体 :
5 従前より高く統一	2団体 :

H21.4.1現在の状況。

統一の状況は、従前より低い額に統一したのが3団体、合併前の低い額に統一したのが7団体、中間の額に統一したのが5団体、高い額に統一したのが2団体、従前より高い額に統一したのが2団体である。

なお、保育料を一度は統一したものの、値上げを行っているのが5団体ある。

統一の時期については、合併時点で統一しなかった団体は3団体であり、そのうち、2団体は合併した翌年度に統一し、残る1団体は合併から3年後に統一している。

(行政サービスの統一化)

行政サービスの統一化について、各市町の置かれている状況により一概には言えないが、特に規模の大きな市と合併した場合は、大きな市の制度に統一化される傾向にある。大きな市で実施されていた福祉等のサービスを享受できることが評価されているところもあれば、逆に従前のサービスがなくなっているケースもあり、「旧

町のきめ細かい施策を残して欲しい」という意見もあった。

大きな市でのサービスを楽しむようになった具体例では、高齢者の地域交流の場の提供や福祉バスの利用、火葬場利用の無料化があった。また、従前のサービスがなくなった具体例としては、福祉の送迎バスの運行や福祉切符、各種検診事業など、福祉・保健関係に関するものが多く、その他農業に係る相談体制や農業振興への補助（2団体）、イベントや各種行事の際に運行されていた市町有バスでの送迎などもあった。

サービスの統一化によって負担増となった場合でも住民ニーズに沿って住民と十分調整を経たものについては、住民の不満が少ない事例も見受けられた。実際、各種検診事業の有料化や社会福祉協議会への補助金削減も合併協議で了承してきたという声も聞かれた。

（ごみの収集方法）

ごみの収集についても、各市町で回収方法に差があること、分別回収等の取組が広まったことにより、サービスの増加・減少について一概に言えないが、一般家庭における可燃ごみの収集回数を例に比較すると次表2-1-26のとおりである。

表2-1-26 合併市町(19団体)の可燃ごみの収集状況

統一の状況	統一の基準	団体数
1 統一化した団体 (5 団体)	一部の地域で増加させた団体	3 団体
	一部の地域で減少した団体	1 団体
	増加・減少ともにある団体	1 団体
2 統一化に未着手の団体		2 団体
3 合併前から変化のない団体		3 団体
4 一部事務組合等の処理のため変更のない団体		9 団体

H20.12.1現在の状況。

住民ヒアリングでは、「分別方法が変わったが、（週1回が2回と）回収が多くなり喜んでいる」と評価している地域のほか、ごみ袋の値段が下がったことを評価する意見もあった。

一方、粗大ゴミの収集の有料化や収集回数の減少により、「不法投棄が増えるのではないかと不安視する意見も2団体からあった。

なお、合併時期と前後してゴミの分別回収が進められたことについて、「分別回収が進むきっかけとなった」という声もあれば、「合併とは関係ないのだろうが、分別回収になって立会いが必要になった」と住民の負担感が増加している地域もあった。

（行政サービスの統一化に対する問題点）

行政サービスの統一化について、高齢者や障害者といった社会的弱者の負担が増加しているのではないかなどの意見が住民ヒアリングで多くの市町から聞かれた。

例えば、これまで県の福祉事務所であれば郵送で可能であったサービスの手続(特定疾病の手続、障害者手帳の交付など)が、市町合併後は市役所(本庁)まで来所を求められ、交通手段を有しない者の負担が大きくなっている地域(2団体)がある。税の申告の説明会など、旧町の頃には数か所で実施されていたものが、旧町地域ご

とに1か所に集約され、車を持たない高齢者等には負担になっている例もある。

また、旧市町域であればタクシーの初乗り運賃のみを助成することで福祉バスの代替制度としての効果があったが、合併後の広い市町域になると市役所・町役場近辺までの移動距離が長く、助成があっても使いにくいといった指摘もあり、コミュニティバスの充実に取り組んでいる事例もある。

(今後の行政サービス・住民負担の統一化)

今後、多くの合併市町では、合併協議の中で合併後調整することとされた公共料金等の旧市町間の負担調整の時期を迎える。市町として合併した以上、事業を統一して全体としての効率化を高めるとともに、その上で新たな料金設定を行い全市町域において適用することが原則であり、そのことについて十分・丁寧な説明を行い、住民の理解と協力を得ることが重要である。

なお、サービスの統一化、選択と集中にあたっては、従前の市町域から広がったことを踏まえつつ、既存サービスの受益者に過度の負担をかけないという視点からの施策展開や弾力的な運用が必要な場合もある。

合併前の市町規模に格差がある場合には、大きな旧市町の制度に統一される傾向にあるが、人口が散在するその他の旧町域では異なる施策展開が必要であることも考慮に入れなければならない。また、必要と考える行政サービスについては、外部委託などの工夫によりコストを抑えてサービスの維持を図るという観点からの検討も必要である。

市町合併に伴う基盤整備

検討項目	・市町合併に伴う基盤整備は、住民に市町合併の効果として理解されているのか。
現 状 (合併前との比較)	・CATV(ケーブルテレビ)の整備、道路整備などの社会資本の整備が着実に進んでいる。
住民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVの整備がされ、合併してはじめて同一市町になった他地域の情報を入手できることになったのは評価できる。 ・消防署の出先機関が整備され、防災や救急の拠点ができたので安心できる。 ・市町合併後、取り組んできた下水道や道路が整備されて当初は有り難く感じたが、1~2年程度経過した今では当たり前となり、合併により整備されたという意識も薄くなっている。 ・学校の建替えなどでは、合併後の事業の進捗が早く感じられる。 ・市町合併前にできなかった橋の架け替えなど、規模が大きな事業にも取り組まれている。
評価と課題	・合併の成果として評価されている事業がある。ただし、既に整備された事業の中には、時間の経過とともに、住民にとっては当然と解され、満足度が低下しているものもある。
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市町合併により施策展開された場合に、事業箇所が一つの地域に集約することもあることについて、丁寧な説明で住民の理解と協力を得ること。 ・市町合併による整備事業であることを明示するなど、住民の愛着感を高める取組。

(合併後の整備をされている基盤整備)

合併市町においては、交付税措置が手厚い合併特例債を活用し、基盤整備が進められている。

表2-1-27 合併特例債の活用状況

(単位：百万円)

区 分	H11~19年度 計	構成比(%)
1 公民館・図書館等整備	7,705	9.5
2 学校施設等整備	10,483	12.9
3 社会福祉施設等整備	9,283	11.4
4 道路等整備	6,975	8.6
5 消防・防災施設	7,733	9.5
6 庁舎整備	1,833	2.2
7 公園等整備	482	0.6
8 廃棄物処理施設等	388	0.5
9 情報基盤整備	6,577	8.1
10 公営企業に対する補助・出資	4,018	4.9
11 交流拠点施設	2,362	2.9
12 その他	1,390	1.7
13 基金造成	22,171	27.2
合 計	81,400	100.0

(基盤整備の活用状況)

合併特例債を活用した施設整備において、平成19年度までに整備が完了した施設のうち、廃棄物処理施設、CATV、社会福祉施設（児童福祉・高齢者福祉）の各事業で整備された施設等の活用状況は以下のとおりである。

ア 廃棄物処理施設

対象団体は1団体で、合併前は2施設で行っていたし尿処理について、年間管理経費を圧縮する目的で1施設の機能を強化し、統合した。

表2-1-28のとおり利用状況は、し尿受入量は同程度ながら、年間管理経費の大幅な圧縮を実現させる見込みとなっている。(H20年度からの施設統合のため、10月末現在の実績からの推計である。)

表2-1-28 廃棄物処理施設の統廃合の効果

合併前	年間管理経費 (百万円)	受入量 (KL)	合併後		
			(推計)	年間管理経費 (百万円)	受入量 (KL)
A施設	56	4,412	A施設	66	10,261
B施設	29	5,962	B施設(廃止)	-	-
合計	85	10,374	合計	66	10,261

イ CATVの整備

対象団体は、4団体であり、デジタル放送、超高速ブロードバンドサービスが可能なCATVの整備が行われた。

表2-1-29のとおり利用状況は、全ての対象団体において、整備前に計画した加入率を上回っている。また、対象4団体のうち2団体は、一般会計が負担することなく料金収入等のみでCATV事業の収益的収支を均衡させている。

表2-1-29 CATVの加入率の状況

市町別	加入率	
	当初計画	H20.10末の状況
A	73.1%	88.1%
B	93.7%	94.9%
C	83.6%	84.7%
D	86.7%	91.3%

ウ 社会福祉施設（児童福祉）

対象団体は4団体で、主な事業内容は、保育所、学童保育施設の整備である。

表2-1-30のとおり利用状況は、全ての施設において、定員に達する状況にあり、子育てをしながら働き続ける家庭への支援が実践されている。

表2-1-30 児童福祉施設の利用状況

施設名	児童数 / 定員
A 保育所	100.0%
B 保育所	100.0%
C 学童保育	114.3%
D 学童保育	103.0%

エ 社会福祉施設（高齢者福祉）

対象団体は2団体で、事業内容は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム等の整備である。

表2-1-31のとおり利用状況は、各施設で高い利用率となっており、各地域の待機高齢者の解消、高齢者の機能向上等に寄与している。

表2-1-31 高齢者福祉施設の利用状況

施設名	利用者数 / 定員
A 特別養護老人ホーム	100.0%
B ケアハウス	100.0%
C グループホーム	100.0%
D グループホーム	100.0%
E 訪問看護・リハビリ施設	91.8%
F 介護予防拠点施設	88.1%
G 小規模居宅介護施設	87.7%(通い) 64.0%(宿泊)

これらのおり、合併特例債を活用して整備された施設については、概ね多くの住民に活用され、施設の統廃合による管理経費の圧縮が図られるなど、予定された成果を挙げているものと見られる。

（評価を受けている基盤整備）

住民ヒアリングを踏まえると、特にCATVの整備に対する評価が高かった。「市町合併してはじめて同一市町になった地域の情報を入手できるようになった」、「地上デジタル化へ対応できた」という理由もみられたが、更に一歩進んで、回線利用によりFAXを設置し、自治会の連絡を安価かつ効率的に行うといった活用を図っている地域もあった。

消防署の支署等の新設により、防災の拠点・救急体制の強化が図られたという意見（2団体）のほか、地籍調査の効率的な実施など先行して実施した旧町のノウハウの活用も評価されている。

道路整備では、県事業として、合併支援道路整備事業の取組が進められている。例えば、平成20年度に供用が開始された箇所では、国道429号「とりがたわ道路」(宍粟千種町岩野辺～波賀町齊木全)の開通により、宍粟市の旧千種町と旧波賀町の移動時間が約12分短縮される効果が生じている。

市町道も、表2-1-32のとおり合併特例債等を活用し、合併した市町でも様々な道路の新設が行われており、合併前の旧市町間を結ぶ道路網の整備が進められている。

市町合併後、面積が広大になった市を中心に、本庁への時間距離を縮めるための道路整備の必要性を指摘する意見があった。道路事情等が住民に距離感を与えていることもあり、新市町としての一体感を醸成する上でも道路整備が不可欠とする意見もある。本庁への時間を短縮させるとともに、距離を感じさせないための道路整備を進めるため、県による合併県道事業等の支援が必要である。

表2-1-32 合併特例債を活用した主な道路新設事業等の概要

団体名	路線名	路線延長 (総事業費)	概要
篠山市	篠山西紀線	1.8 km (9.2 億円)	野尻(旧篠山町)～口阪本(旧西紀町)間を約3分短縮<H15年度供用開始>
篠山市	西紀丹南線	4.2 km (2.9 億円)	下板井(旧西紀町)～杉(旧丹南町)間を約3分短縮<H15年度供用開始>
神河町	粟賀・柏尾・貝野線 (第1期工事)	0.4 km (1.1 億円)	神河町本庁(寺前)～支庁舎(粟賀町)間を約1分短縮<H19年度供用開始>
篠山市	油井小野原線	2.2 km (4.9 億円)	油井(旧丹南町)～下小野原(旧今田町)間を約1分短縮<H20年度供用開始>
豊岡市	大開一日市線	0.5 km (3.9 億円)	船町(旧豊岡市)～宮島(旧城崎町方面)間を約8分短縮<H21年度供用開始予定>
西脇市	鹿野比延2号線	1.1 km (1.0 億円)	黒田庄町福地～鹿原(旧西脇市)間の堤防を2車線に拡幅<H21年度供用開始予定>

従前の財政力の乏しい旧町域の住民は、市町の規模が大きくなったことから、個別の事業の進捗が早くなったり、規模が大きな事業も可能になったという評価をしている。住民ヒアリングでは、「旧町なら何年間にわたって行われる学校の建替えなどが、短期間で終了している」、「道の駅の整備や小学校の改修など、旧町ではできなかった事業が進展している」、「旧町ではできなかった橋の改修がはじまった」という声も聞かれた。

(基盤整備について住民の関心を高める取組)

今後の基盤整備にあたって、選択と集中による重点化が行われる場合も考えられる。市町合併前から郡単位でのイベント実施等の交流から互いの状況がわかっている地域や市町合併協議に時間をかけて十分な調整を行った地域では、例えば格差調整のための一時的な特定地域への投資集中が容認される等、比較的、肯定的な意見が多かった。住民の理解を得られるような配慮や仕掛けづくりが必要である。

今後は、市町合併事業の施策が展開された場合に、事業箇所が一つの地域に集約することもあることについて、丁寧な説明で住民の理解と協力を得ることが重要である。

市町合併後、行政が積極的に取り組んできた下水道事業や道路整備事業について、当初は市町合併の成果と理解されていながら、1～2年程度経過しただけで、住民にとっては当たり前になってしまい、市町合併のメリットとして認識されない傾向があるという意見があった。

例えば施設への愛称の導入など、市町合併で整備された事業であることが確認できるよう住民の愛着感を高める取組の検討も必要である。

周辺地域の利便性低下への対応

検討項目	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の住民の利便性の低下や活力の喪失といった懸念に対し、的確に対応しているのか。
現状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> 地域に居住する職員を地域との連絡役に位置付ける取組がある。 自主的な地域づくりに熱心な地域では、地域住民がNPO等を組織し旧町の支所業務を一部受託しているところもある。 人員の集約によって、小規模な旧町ではできなかった諸証明発行窓口の時間延長を開始した事例もある。
住民の声	<ul style="list-style-type: none"> 特に周辺地域に居住する自動車を運転できない高齢者等が従前利用していた旧市町の支所・出張所等が、市町合併後に廃止されることについての懸念。 イベントの応援体制が縮小し、地元負担が増加。 従前は役場が担っていた、老人会や婦人会等の事務局機能の喪失。 旧町役場であった支所等周辺の商店の売上げが減少している。 周辺地域では、にぎわいが失われて寂しさを感じる。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の住民の利便性の向上のため、居住職員を集落等の担当と位置づける取組、当該地域のNPOが支所業務を担う取組など、様々な取組が始まっているが、住民の不安や懸念の解消には至っていない。 人口集積については、単に役場の所在ではなく、交通の利便性や商業集積の度合等が大きく影響。 周辺地域での活力の低下が実感されているため、例えば、交流人口の増大等を図る具体的な対策の検討が必要。
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町の支所・出張所等を利用していた、移動手段を持たない高齢者等への対応。 コミュニティバス等の生活交通の確保。 電子自治体の推進による住民の利便性の拡大の検討・促進。 周辺地域の活性化のための取組の充実。

(旧市町にあった支所・出張所等の廃止)

住民ヒアリングで特に意見が多かったのは、市町合併によって町役場(本庁舎)がなくなった旧町地域(以下「周辺地域」という。)において、合併前からの支所・出張所等が廃止されることについての不安であった。また、旧町役場の庁舎に置かれた支所等もいずれはなくなるのではないかと住民の懸念も指摘された。

市町が、行政組織の効率化を進める観点から、旧市町の支所・出張所等を統合していく場合には、周辺地域に居住する自動車の運転できない高齢者への配慮等が特に重要であるとの指摘もあった。

これらの課題に対する解決手法の一つに、電子自治体の推進(住基カードを活用した証明書の自動交付機の導入等)によって、人員の配置を工夫して支所・出張所の窓口を維持することや支所・出張所以外の場所にも住民に対するサービスを提供する窓口機能を確保することが考えられる。

例えば、公民館等の公共施設の一部を利用して、情報端末等を設置し、各種の行政手続や公共施設の予約を行うことができるようにするなど、住民サービスの提供についての工夫も大切である。他府県ではカメラ付きのPCを活用して、公共施設

を訪れた住民が本庁職員とフェイス・トゥ・フェイスの相談ができるように工夫している事例もある。

住民ヒアリングでは、篠山市において地域住民がNPO等を組織して旧町の支所業務を一部受託できないか検討していることが報告され、平成21年4月から週3日業務を始めている。また、地域に居住する市町職員を地域との連絡役としている事例や、地域の公民館の職員が各種の申請書を預かって役場へ持参し、結果を翌日返答するという市町合併前の仕組みを合併後も続けた方が良いという意見もあった。

このような取組や、定期的な生活交通の足の確保、または逆に職員が地域を巡回して手続や相談を受けるといった仕組みを導入することにより、住民の利便性低下への対策を講じる必要がある。

また、人員の集約によって小規模な旧町ではできなかった諸証明発行窓口の時間延長を開始し、住民から好評を博している例もあり、合併による市町規模の拡大で可能になった人員の配置の工夫により、窓口時間の延長や休日窓口の開設をすることも有効である。

その他にも、郵便局とタイアップすることによって、周辺地域の住民からの各種の申請書を市役所・町役場に郵送し、結果も郵便で配達してもらうなどといった仕組みも、アイデアの一つである。

(周辺地域におけるにぎわいや人口の推移)

市町合併により、合併後の市役所・町役場が所在する旧市町域(以下「中心地域」という。)に比べ、旧町役場がなくなった周辺地域の活力が失われるという指摘がある。

住民ヒアリングでも、役場が支所等になったことについて、「周辺の商店の売上げが減少している」、「人が減ってにぎわいがなくなった」等の懸念が指摘された。中心地域と比較した周辺地域におけるにぎわいについて、各市町における商店街の事業所数と年間商品販売額、域内総生産や市町内の人口変化の観点からみると次のとおりである。

表2-1-33 県内の商業集積地区の変化

地域名	年度		H 16		H 19		増減率(%)	
	事業所数	年間商品販売額(百万円)	事業所数	年間商品販売額(百万円)	事業所数	年間商品販売額	事業所数	年間商品販売額
北播磨地域	740	71,611	660	66,761	10.8	6.8		
中播磨地域	2,078	248,294	1,922	239,381	7.5	3.6		
西播磨地域	1,009	88,071	898	85,004	11.0	3.5		
但馬地域	921	59,678	828	57,712	10.1	3.3		
丹波地域	572	37,721	534	37,050	6.6	1.8		
淡路地域	648	38,094	492	32,136	24.1	15.6		
合併関係市町 計	5,072	471,193	4,596	448,683	9.4	4.8		
兵庫県 計	20,867	2,201,630	19,562	2,195,131	6.3	0.3		
全国 計	469,958	54,480,411	427,463	53,139,659	9.0	2.5		

商業統計(立地環境特性格別統計編のH16第8表及びH19第10表)における、商業集積地区の都道府県別・市町村別の商店街数等を集計したもの。以下表2-1-34及び表2-1-35についても同様。

なお、H16年の宍粟郡安富町分は、中播磨地域に算入した。

ア 商店街

商業集積地区*⁵における事業所数と年間商品販売額を平成16年と平成19年で比較した場合、表2-1-33のとおり全県では商業集積地区の事業所数が 6.3%であり、年間商品販売額も 0.3%となっている。

これに比して、市町合併が行われた地域は人口減少地域や郡部が多いこともあり、全県平均よりも事業所数・年間商品販売額の減少率が大きい。県内の合併市町全体では、事業所数で 9.4%であり、年間商品販売額も 4.8%となっている。

町同士が合併した市町の、旧市町別の商業集積地区の状況は、表2-1-34のとおりである。

表2-1-34 合併した5市町における旧市町別の商業集積地区の変化

地域名	年度	H 16		H 19		増減率(%)	
		事業所数	年間商品販売額(百万円)	事業所数	年間商品販売額(百万円)	事業所数	年間商品販売額
宍粟市		232	20,564	209	18,623	9.9	9.4
旧山崎町		165	17,962	153	16,205	7.3	9.8
旧一宮町		28	1,489	22	1,405	21.4	5.6
旧千種町		39	1,113	34	1,012	12.8	9.1
佐用町		93	3,561	79	3,105	15.1	12.8
旧佐用町		73	3,003	63	2,663	13.7	11.3
旧南光町		20	558	16	442	20.0	20.8
朝来市		124	9,876	105	9,320	15.3	5.6
旧和田山町		63	7,216	59	6,889	6.3	4.5
旧山東町		30	1,332	22	1,174	26.7	11.9
旧朝来町		31	1,328	24	1,256	22.6	5.4
香美町		105	2,749	102	2,782	2.9	1.2
旧香住町		63	2,007	63	2,140	0	6.6
旧村岡町		42	742	39	643	7.1	13.3
新温泉町		111	4,145	98	3,147	11.7	24.1
旧浜坂町		77	3,028	65	2,257	15.6	25.5
旧温泉町		34	1,117	33	889	2.9	20.4

商業統計で新市町域の商業集積地区が一つの旧町域に限られる市町、新市役所の本庁舎が従前の旧町役場から離れた地域に立地している市、分庁舎を採用した市の記載を省いた。

また、地域名欄の「 」は、市町合併後の市役所・町役場の本庁舎が所在する旧市町域を示す。

* 5 商業集積地区

商業統計の立地環境特性格別統計編では、商業集積地区を都市計画法8条に定める「用途地域」のうち商業地域及び近隣商業地域であって、商店街(小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるもの)を形成している地区をいう。概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンター等は原則として一つの商業集積地区とすると定義づけられており、主要道路沿いに立地しているロードサイド型のものも含んでいる。

中心地域での変化

事業所数及び年間商品販売額とも、周辺地域と比べて中心地域での減少幅が小さい地域が多い。

この点について、例えば宍粟市と朝来市の中心地域を詳細にみると、表2-1-35のようになっている。

市役所本庁舎に近い従来からの商店街においては事業所数や年間商品販売額の減少幅（事業所数：山崎商店街 15.3%、和田山駅前商店街 10.5%）が大きい一方で、交通の利便性の高いロードサイド店や大型ショッピングセンターのあるその他の商業集積地区では事業所数や年間商品販売額の減少幅が小さい。

表2-1-35 合併した2市における旧市町別の商業集積地区の変化

地域名	年度	H16		H19		増減率(%)	
		事業所数	年間商品販売額(百万円)	事業所数	年間商品販売額(百万円)	事業所数	年間商品販売額
宍粟市		232	20,564	209	18,623	9.9	9.4
旧山崎町		165	17,962	153	16,205	7.3	9.8
山崎商店街		65	2,215	55	1,719	15.3	22.4
その他の商業集積地		100	15,747	98	14,486	2.0	8.0
旧一宮町		28	1,489	22	1,405	21.4	5.6
旧千種町		39	1,113	34	1,012	12.8	9.1
朝来市		124	9,876	105	9,320	15.3	5.6
旧和田山町		63	7,216	59	6,889	6.3	4.5
駅前商店街		38	873	34	691	10.5	20.8
その他の商業集積地		25	6,343	25	6,198	0.0	2.3
旧山東町		30	1,332	22	1,174	26.7	11.9
旧朝来町		31	1,328	24	1,256	22.6	5.4

このことについて、合併市町における商業関係者は、「中心地域及び周辺地域ともに、既存の商店街の衰退が目立っている。一方、近年、地方に行けば行くほど車社会が進み、ロードサイド店や大型店、コンビニエンス・ストアなどのチェーン店等の売上額が増加している」と指摘していることから、既存の商店街とロードサイド店等の集積地区が複数存在する中心地域での店舗数や年間商品販売額は周辺地域に比べて減少幅が緩和されていると考えられる。

商店街の事業所数・年間商品販売額の減少について、前述の商業関係者によれば、「市町合併の前から買い物客が減っている状況は続いている」、「市町合併の影響というより、むしろロードサイドへのチェーン店等の進出に加え、近年の景気低迷による売上額の減少や後継者不足、事業主の高齢化の影響が大きいのではないか」、「既存商店街の顧客は高齢者が多く、特別な対策を講じない限り売上額等の減少はやむを得ない」、「最近ではインターネットによる通信販売や生協の宅配事業等も多く見られ、特に物品販売の売上額の減少が目につくようになってきている」という回答があった。

周辺地域での変化

周辺地域において市町合併による旧役場の支所化で「職員が減って、人の流れが少なくなり、売上額が減った」、「入札で落札できなくなった」等との指摘

がある。この指摘について、前述の商業関係者によれば、「支所化によって周辺地域の人の流れは少なくなったが、商店の売上額への影響はそれ程無いのではないか」、むしろ、「合併と同時期に自治体予算が大幅に削減され、公共事業だけでなく予算全体が少なくなったことの影響が大きいのではないか」、「周辺地域では、市町合併前から人口の自然減少に加え、大型店やチェーン店等に近く買い物に便利な地域へ人口が流出している傾向にある。従来からの商店街は、市町合併に関わらず、寂れていったのではないか」との回答があった。

特に、「合併前の売上額を確保できないのは、むしろ公共事業減少による住民の購買力の低下やインターネット入札への対応の遅れの方が要因として大きいのではないか」など、市町合併と時期が重なった公共事業等の自治体予算（需用費等の事務費）の削減や事務の見直しと関連づける意見が多く聞かれた。

周辺地域であっても、新温泉町における旧温泉町地域のように中心地域より周辺地域の事業所数の減少幅が小さい地域もある。このことについて、「旧温泉町内の商店主は旧浜坂町内の商店主に比べて年齢が比較的若く、売上額が多少減少しても店舗を維持しているのではないか」との回答があった。

このように、周辺地域における商店街の年間商品販売額の減少等の要因については、市町合併による職員数の減少などの影響も考えられるものの、ロードサイド型の大型店等の進出による顧客の流出^{*6}や店主の高齢化、後継者不足のほか、市町合併と時期が重なった地方交付税の削減による市町財政の悪化とこれによる市町予算の縮減等が与えた影響が大きい。

イ 域内総生産

県内の各地域の域内総生産について、全県平均を100として指数化し、県平均との乖離の推移をみると、表2-1-36のとおりである。

表2-1-36 1人当たり総生産の指数の推移

地域名	年度	H4	H7	H10	H13	H16	H17	H18	H19
神戸市		109.5	110.5	111.7	111.6	109.9	110.1	110.1	110.2
阪神南地域		97.9	98.6	90.8	91.1	92.5	89.8	90.6	90.2
阪神北地域		100.5	98.2	99.7	97.0	97.4	96.4	96.7	96.4
東播磨地域		110.7	109.0	107.9	107.5	112.1	114.1	115.9	115.4
北播磨地域		83.1	86.3	89.0	92.3	88.9	93.6	92.9	92.8
中播磨地域		108.9	101.2	104.6	103.0	106.0	104.6	103.3	102.8
西播磨地域		88.6	96.6	95.4	97.6	94.6	96.5	95.1	94.7
但馬地域		64.9	67.3	75.7	78.3	78.2	76.6	74.0	75.4
丹波地域		75.6	81.3	76.7	79.7	74.9	77.7	78.7	81.2
淡路地域		71.0	73.1	76.2	74.6	67.9	67.2	66.2	67.2
県平均		100	100	100	100	100	100	100	100

兵庫県企画県民部政策室統計課による「H19年度市町民経済計算」の就業者1人当たりの総生産（名目）時系列表から計算。

*6 ロードサイド型の店舗については、中心地域に進出している店舗だけでなく、周辺地域であっても交通の利便性の高い地区に存在する店舗へ顧客が流出している。

周辺地域のロードサイド型店舗は、商業集積地区を形成していないことが多いため、商業統計上の商業集積地区における事業所数や年間商品販売額を減少させる要因となっている。

合併市町の多い北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の各地域では、平成13年度まで全県平均との乖離が縮小する傾向であったが、平成13年度以降は拡大する傾向となっている。これは、同時期のわが国のマクロ経済の低迷が、とりわけ地方経済に深刻な影響を及ぼし、県内のこれらの地域において顕著に表れたものと考えられる。

次に、こうした経済活動の結果としての域内総生産と、実際の地域住民の豊かさや消費行動により直接に影響するものとして、1人当たり市町民所得に着目し、県平均との乖離を前述(ア 商店街)の5市町に焦点をあててみると、朝来市を除いた4市町では、域内総生産の動きと同じく、平成13年度までは縮小している県平均との乖離が、それ以降、拡大する方向となっている。すなわち、これらの地域における1人当たり市町民所得の低迷は、市町合併以前から既に生じ、市町合併後もその傾向が続く構造となっている。(表2-1-37)

域内総生産と1人当たり市町民所得という指標でみたとき、県全体の中での合併市町地域での不振は、市町合併以前からその端緒があり、「普遍的な」課題であったと考えられる。県平均との乖離、県全体からみた成長ペースの低下は市町合併を機に生じたものでもないし、加速されたものでもないと考えられる。

しかし、こうした課題があったからこそ市町合併がなされる必要性があったのであり、今後は合併による行政能力の拡充のメリットを活かして、その解決への更なる取組が期待されるところである。

表2-1-37 1人当たり市町民所得指数の推移

市町名	年度								
	H4	H7	H10	H13	H16	H17	H18	H19	
宍粟市	80.1	90.2	90.9	91.8	88.3	89.7	88.4	86.6	
佐用町	80.0	85.0	89.9	90.9	83.5	84.7	82.5	81.5	
朝来市	84.7	95.2	97.4	98.5	92.8	93.2	96.0	97.3	
香美町	83.2	89.6	94.9	95.1	87.7	89.0	87.0	83.1	
新温泉町	76.4	83.2	89.1	92.8	86.2	85.5	82.7	79.5	
上記5市町の平均	80.9	88.6	92.4	93.8	87.7	88.4	87.3	85.6	
その他合併市町の平均	87.1	95.1	96.5	96.5	91.5	92.0	90.4	88.8	
合併市町の平均	85.4	93.4	95.5	95.8	90.5	91.1	89.6	88.0	
合併していない市町の平均	97.6	100.4	99.0	100.1	99.6	98.6	98.4	98.7	
県平均	100	100	100	100	100	100	100	100	

兵庫県企画県民部政策室統計課による「H19年度市町民経済計算」から計算。

ウ 小学校区単位の人口変化

合併後10年が経過し、中心となる駅と市役所所在地が離れている篠山市において小学校区単位の国勢調査人口の推移(H7~12~17年)をみる(資料6)と、次のようなことがわかる。中心駅である篠山口駅があり、かつ旧丹南町役場があった味間地区では人口が増加傾向にある。旧西紀町役場のあった北河内地区・旧今田町役場のあった今田地区では平成17年に人口減少へ転じたものの、平成7年度の人口より上回っている状況にある。一方、現在の市役所所在地である篠山地区では平成12年及び17年で人口が6%ずつ減少している。

住民ヒアリングでも、単に市役所・町役場の所在ではなく、交通の利便性や商

業集積の度合等が人口に影響するとの意見があった。

人口変化には、市町合併により生じた変化よりも、交通の利便性や商業集積の度合等の影響が表れているものとする。

(地域の活性化のための取組)

このように、周辺地域の活力が失われつつあることには様々な要因が考えられるが、いずれにせよ、周辺地域の活力が低下している実態があり、「過疎地域の更なる過疎化」が進むのではないかとの懸念もあることから、県においても、各種の情報提供に加え、都市との交流事業による活性化支援等を通じた商店街機能の再生やいわゆる「限界集落^{*7}」への対策などについて、市町と連携したより一層の取組が必要である。

ア 商店街機能の再生

周辺地域における商店街は、住民の生活拠点であることから、今後は地域における商店街の機能を踏まえた商業・サービス業の活性化とまちづくりの両方の観点から次のような対応が求められる。

商業の活性化の観点から、商店街の現状・課題の明確化とその対策の具体化を図った上で、地域の消費者ニーズを踏まえた魅力ある個店の創業・開業を図ることや住民の生活に不可欠な店舗の誘致などを行う必要がある。

まちづくりの観点からは、地域コミュニティ機能を強化するための高齢者支援施設の設置等の支援や、まちづくり会社等による商店街の空き地や空き店舗の有効活用などを促進していく必要がある。

イ 小規模集落への対応

平成20年度から始まっている「小規模集落元気作戦^{*8}」は、モデル集落を選定の上、アドバイザーを派遣し、集落住民による地域づくりの合意形成、都市パートナーとの交流、拠点整備等により本格的な交流の展開へ広げようとするもので、市町と協力して取り組んでいるものである。これらの事業のほか、多自然居住地域^{*9}においては、地域資源を発掘、活用することで地域の自立を目指す「ふるさと自立計画推進モデル事業^{*10}」を活用した取組も考えられる。

*7 限界集落

一般的には、過疎と高齢化で存続が危ぶまれている集落のことを指し、提唱者である長野大学の長野晃教授は、65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落と定義づけている。

*8 小規模集落元気作戦

人口が減少し、高齢化が進んだ小規模な集落を対象に、市町と協働した集落再生に向けた住民の主体的な取組を支援する兵庫県のモデル事業。

概ね高齢化率40%以上、50世帯以下の小規模集落で、集落再生に向け取り組む意欲の集落を対象に、住民による地域づくりの合意形成や都市地域との交流を通して活性化を図る。

H20年度の16モデル集落に加え、21年度から10集落程度を追加。

*9 多自然居住地域

H10年の第5次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の4つの戦略の一つとして「多自然居住地域の創造」が位置付けられている。

中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置付けるとともに、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域として創造するとされている。

また、市町村とともに集落の維持・活性化対策を担う「集落支援員^{*11}」や地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などを行う「地域おこし協力隊^{*12}」といった国の制度も活用しながら小規模集落対策に取り組んでいく必要がある。

ウ 人口流出を防ぐための方策

合併市町において今後できるだけ人口を流出させないためには、人口の増減は、単に役場の所在ではなく、交通の利便性や商業集積の度合等が影響されると考えられることから、地域の特性を活かした活性化策を講じる観点も必要である。

特に、高い利便性を備えたいわゆる「まちなか^{*13}」が合併市町内にある場合には、その「まちなか」の地域が人口流出を食い止める「人のダム」としての効果を持つといった捉え方から、「まちなか」を核に民間セクターの拠点づくりや交流人口の拡大などにより、周辺地域の活性化策を検討すべきである。

（高齢者等の交通手段の確保）

県内では路線バスの路線廃止や便の縮小の動きがみられており、合併市町において買い物などの日常生活の交通手段の確保が喫緊の課題となっている。合併後、買い物などの日常生活で、旧町の中心部から新市の中心部へと行動範囲が広がったため、車に乗れない高齢者の移動が、地元でも問題になっているという意見も聞かれた。

各市町で取り組んでいるコミュニティバスやデマンド型タクシーのほか、地域でも取り組んでいる住民主体のバス運行など日常生活に係る交通手段が維持できるよう、様々な取組や支援について検討していく必要がある。

*10 ふるさと自立計画推進モデル事業

多自然居住地域における住民の暮らしを豊かなものとするためには、地域の資源を発掘し、創意工夫で活用することによって、自立を図り、活力を持続することが大切である。

ふるさとづくりについて自ら考え、自ら行動しようとする地域住民の計画づくりを支援するとともに、種々の施策や制度を活用して地域の自立を図るといった兵庫県のモデル事業。

兵庫県では、地域の目的に応じたアドバイザーの派遣や計画策定費の支援等を行う。

*11 集落支援員

総務省が設置する過疎問題懇談会が「過疎地域等の集落対策についての提言（H20.4.24）」の中で、その必要性を提案されたもの。人口減少や高齢化が著しい集落について、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行い、地域住民と話し合いながら地域活性化対策を提言・助言する。行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材の活用を念頭においており、支援員は自治体が雇用。費用の一部は特別交付税として交付される。

*12 地域おこし協力隊

総務省では、「地域力創造プラン」の第2番目の柱となる「地域連携による「自然との共生」の推進」のうち、「地域おこし協力隊」について、「地域おこし協力隊推進要綱」を取りまとめ、総務事務次官から各都道府県知事等に通知（H21.3.31付け）を行った。

地方自治体が、都市住民を様々な方法で募集し、地域おこし協力隊員として委嘱する。地域おこし協力隊員は、概ね1年以上3年以下、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施し、地域協力活動をコーディネートする（定住・定着に向けたフォローアップも別途実施する。）。地方自治体が地域おこし協力隊に取り組むための必要な経費（報償費等）の一部は特別交付税として交付される。

*13 まちなか

商店街を含み、居住・業務・公共・商業など各種機能が雑居し、公共交通の利便性が高く周囲に比べ相対的に高い密度で定住人口と交流人口の両方が集中している区域をいう。

地域のイメージアップ・独自の取組

検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイメージアップや総合的な活力の強化が図られたのか。 ・地域において伝統や個性を活かすような独自の取組は維持されているのか。
現状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のブランドイメージを広報でPRするといった広域的な活用事例がある。 ・市町合併前に実施されていた町と他地域との交流事業が、市町合併後の事業として引き継がれなかった事例がある。 ・スポーツ大会や夏祭り等、イベントの統廃合による地域の個性の喪失。
住民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・市町広報が市町合併後は広い範囲で行われ、地域イベント等の集客効果が向上。 ・スポーツ大会や夏祭り等のイベントの統合が進むことには不満があるが、市町合併前に時間をかけて調整を実施したため、これらについても理解されている地域もある。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町合併による面的な広がりもあり、ブランドイメージが強化され、丹波篠山、コウノトリの豊岡、朝来の岩津ネギなど、地域のイメージアップや総合的な活力の強化が図られている事例がある。 ・地域独自の取組が維持されず、新市町に引き継がれていない事例もあることから、事業の継続・改廃についての慎重な検討が必要。
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化や観光等で旧市町の地域資源を発掘し、その地域資源を活用して他地域との交流を図り地域を活性化させる等、過疎地域の更なる過疎化阻止への対応。 ・市町合併前の特定地域の取組については、特定地域における伝統や個性の維持、市町全体でのメリットを考慮の上、全市町域に拡大する、地域独自の取組として維持する、取組を廃止するといった戦略的な取捨選択が必要である。

(地域ブランドイメージの向上)

県内市町では、職員数を減少させる中でも観光部門の職員を増加させる等、地域産業の振興により活性化を図ったり、地域のブランドイメージ(丹波篠山、コウノトリの豊岡等)を活用し、地域のイメージアップの推進など、総合的な活力の強化が図られている事例があった。また、ブランド化された特産品の産地を市町合併を機に拡大し成功に繋げている事例(朝来市の岩津ネギ等)もある。地域のブランド化には、どこで、誰によって、どのようにつくられたのかが見えるような、物語性が欠かせないものである。こうした取組を参考にして地域や地域特産品のブランド化を検討して地域の活性化策を講じていく必要がある。

市町合併後は広い範囲で新市町の広報が行われることから地域のイベント等の集客効果が高まったという意見(2団体)があった。

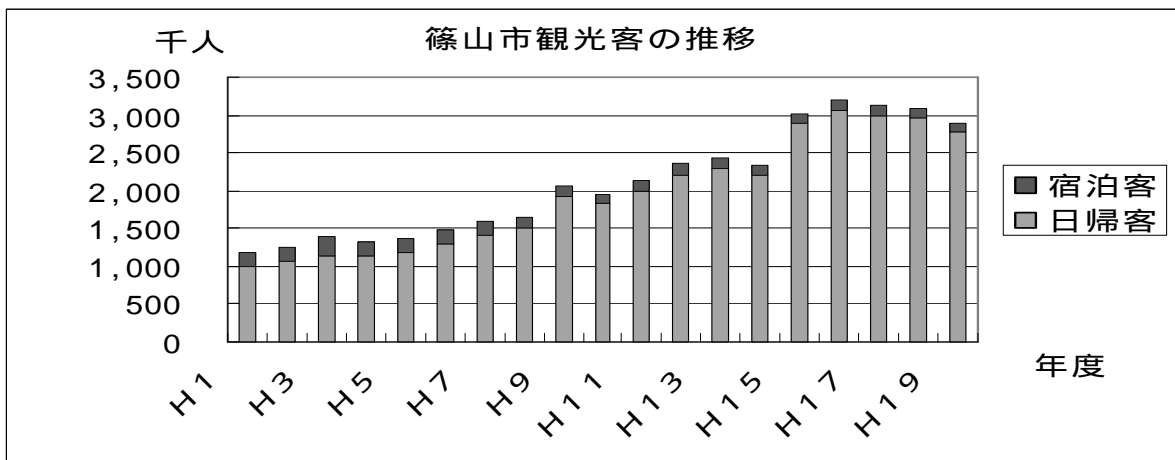
篠山市の合併前後の観光客数の状況を比較すると、表2-1-38のとおり篠山市では平成2~10年度にかけて観光客が693千人増加したのに対し、全県的には25,361千人の増加となっている。一方、合併後の平成11~19年度では、篠山市の769千人の増加に対し、全県的には9,483千人の増加にとどまっている。このようなことから、市町合併後、篠山市の観光地としてのブランドが市全域に広がっているのではないかと

考えられる。

表2-1-38 篠山市の観光客の推移

(単位：千人)

		H2	H6	H10	H11	H15	H19
篠山市	日帰客	1,057	1,296	1,822	2,000	2,907	2,778
	宿泊客	204	197	132	137	117	128
	総入込客	1,261	1,493	1,954	2,137	3,024	2,906
	増加数	<H2～10> +693			<H11～19> +769		
県内	総入込客	101,768	108,318	127,129	122,648	113,966	132,131
	増加数	<H2～10> +25,361			<H11～19> +9,483		



(地域独自の取組)

市町合併前に実施されていた旧市町と都市部の商店街等の交流事業が、市町合併後に途絶えたり、事業の継続にあたり合併前にはなかった課題が持ち挙がったりしているといった事例も2団体から報告された。これ以外にも市町合併前に進められていた施策が市町合併後に途切れてしまい、「残念である」、「活力がなくなった」、「旧市町のいいところは残していく市町合併だったはずなのに現実にはできていない」など、市町合併によって地域の個性が失われていると捉えている意見もある。

(イベントの統廃合など)

スポーツ大会や夏祭り等のイベントの統合が進められていることに不満があるとの声があった。しかしながら、イベントの統廃合についても、市町合併前から郡単位での交流が多かった地域や市町合併協議に時間をかけて十分な調整を行った地域では、不満が少ないことが見受けられた。また、職員の説明によって住民の理解や協力に差がある事例も見受けられた。今後、住民に対して十分かつ丁寧な説明を行い、住民の理解や協力を得ることが重要であると考えます。

(地域活性化のための取組)

合併市町においては、新市町としての一体感を醸成していくとともに、地域の活性化策として地域の個性を残していくことも大切である。例えば、全国的には、市町合併をしたが、観光協会などは統合せず、旧市町村単位での個性的な取組をして

いるといった団体もある。紅葉で有名な香嵐溪のある愛知県足助町は、豊田市に編入合併されたが、統合していない観光協会を中心に、観光をメインとしたまちづくりに取り組んでいる。

地域の活性化の観点から、市町合併したことを一つの契機として捉え、文化や観光等で旧市町の地域資源を発掘・再発見し、これらの地域資源をネットワーク化することにより市町合併の効果を高めることができる。例えば、発掘・再発見した地域資源を新しい市町の観光資源としてパッケージ化して打ち出すことにより他地域との交流の促進を図り地域を活性化させる等、過疎地域の更なる過疎化阻止への対応が求められる。

市町全体だけでなく、旧市町域単位等、地域ごとの活性化を図ることも一つの課題解決策として考えられる。市町合併前の特定地域の取組については、その地域における伝統や個性の維持、市町全体でのメリットなどを考慮の上、戦略的に取捨選択をするという視点も必要である。例えば、ある地域の伝統的な取組を全市町域に拡大するのか、旧市町ごとの特色を出すため地域独自の取組として維持するのか、取組を廃止するのか等、様々な選択肢が考えられる。

(2) 住民と行政の関係に関する効果と課題

旧町役場に置かれた支所等

検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ・旧役場に置かれた支所等のサービスの変化について住民の理解は得られているのか。
現 状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が減少する中で、職員に求められる知識等が増加し、また本庁と支所の意思疎通が不十分なため、住民の要望に的確に対応できない事例がみられる。
住民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の転入届や転出届のほか、税や福祉等の日常的な窓口業務は、支所等で十分対応できている。 ・行政への各種要望や複雑な事案の相談は支所等で即決できず時間がかかる。 ・支所等で即決できない場合であっても、地域事情を理解し、幅広い分野で基礎知識のある職員が丁寧に対応し迅速に回答することで、回答内容が前向きでなくても理解が得られている例がある。 ・支所等経由では回答まで時間を要し、迅速な解決には市役所・町役場と直接協議が必要。 ・分庁舎方式については、用務によっては手続が1カ所で済まない等の不満もあるものの、距離が近く往来に大きな不便がない場合においては、住民に受け入れられている。 ・支所等の職員の減少による災害時の対応への不安。 ・周辺地域では、職員が減ったことに加え、にぎわいが失われて寂しさを感じる。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な窓口業務については支所等で十分対応できているが、各種要望や住民相談を期待する住民にとっては、不満を感じる部分がある。支所等で解決できない事案についても、地域事情や幅広い分野で基礎知識を有する職員が本庁・支所間の連携を密に対応する等、住民のニーズや声を把握する仕組みづくりが必要。
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・支所等の職員に求められる資質向上や市役所・町役場の本庁と支所等の関係を円滑にする等の取組、旧市町域ごとの総合相談窓口となるような職員の配置などによって、住民の距離感を感じさせない工夫。 ・住民ニーズを的確に把握するため、経験豊かな職員OBの活用や研修等の人材育成。

(支所等で提供しているサービス)

住民票の転入届や転出届のほか、税や福祉等の日常的な業務については、概ね、支所等において十分対応されているという意見が多かった。支所の所管区域で問題が起きた場合には、直ぐに現地に出向いて対応している、予算を伴わない支所の権限内の事項についてはむしろ対応が早くなったと評価されている意見もみられた。

ただ一方で、道路の補修などといった行政への各種の要望や複雑な事案の相談には、支所等では権限のないことが多く、即決できず時間を要しており、その点で不満があるという意見も多かった。

ただし、支所等で即決できないことについても、地域事情を理解した職員が丁寧に対応し、できるだけ速やかに回答していくことで返答の内容が前向きでなくても

理解を得られているという意見がある。一方、回答まで時間を要する場合などは、直接市役所・町役場に行って協議した方が早く解決するといった意見もあった。

要望に対する回答に時間のかかる状況が、住民と市役所・町役場との心理的な距離を生み出しているとの意見もあり、これについては支所等の方式（本庁・支所、総合事務所、分庁舎）に関係なく示されている。

分庁舎方式を採用している市町においては、各種の手続が1カ所で済まない場合がある等の不満もあるが、距離が近くて往来に大きな不便がない場合には、財政的に余裕がなく、一つの庁舎に職員を集めて機能を集約できない状況ではやむを得ないとして容認する意見が主であった。

（支所等で求められる職員）

ヒアリングにおいては、各種の要望や複雑な事案に関する相談への対応もさることながら、地域の事情を理解した丁寧な対応や本庁との協議を速やかに行って回答するといった「人」に関する要素が重要であることが伺えた。また、支所の職員については、地元事情に通じた人材や幅広い分野で基礎知識を持った職員を窓口配置すべきであるという意見がある。

従って、地元事情をよく理解する、幅広い分野で基礎知識を有する、丁寧な接遇を心掛けるといった支所職員の資質向上や、支所からの照会に迅速に回答する等の市役所・町役場と支所の関係を円滑にする取組など、住民の距離感を感じさせない工夫が必要であると考えられる。また、住民の様々な思いを理解し、その解決に向けて努力していく職員を住民に身近なところに配置することにより、住民の理解や協力を求めるなどの工夫も考えられる。

市町においては、研修等の人材育成、経験豊かな職員OBの活用、幹部職員を養成するローテーションの中に支所勤務を含めるなどの人事上の工夫が必要である。県においても、研修等により市町職員の専門性の向上への支援のほか、支所等で必要とされる幅広い基礎知識を要する職員を養成するために先進的な事例の紹介を行うことが考えられる。

（旧市町の職員が担ってきた役割）

合併した町で支所等に配置されている職員数は、表2-2-1のとおり旧町役場であった平成16年当時に比して 74.1%となっており、支所等にいる職員数は大きく減少している。

支所等の職員数の減少から、イベントの応援体制が縮小され地元負担が増加した事例のほか、「従前は役場が担っていた老人会や婦人会等の事務局機能がなくなり、役員をしている者の負担増となっている」という意見があった。これらは、住民と行政がどのように役割を分担するのかという問題であると同時に、そもそもこれまでの活動を維持できるのかという課題もあることから、集落における担い手の確保など集落対策とともに検討していく必要がある。

なお、災害時の対応に不安を感じるという意見もあることから、普段は本庁（市役所・町役場）に通勤している職員であっても、災害時には、居住地に近い支所等に設置する災害対策本部等で対応を行うといった応援体制を確立するとともに、住民に周知する取組も必要である。

表2-2-1 合併した町の支所等に配置された職員数 (単位:人)

年月日		H16.4.1	H20.4.1	増減率(%)
町名(旧町/支所等名)		A	B	(B-A)/A
多可町	加美町/加美地域局	68	13	80.9
	八千代町/八千代地域局	42	13	69.0
神河町	神崎町/神崎支庁舎	81	8	90.1
佐用町	上月町/上月支所	45	10	77.8
	南光町/南光支所	28	10	64.3
	三日月町/三日月支所	45	10	77.8
香美町	村岡町/村岡地域局	69	29	58.0
	美方町/小代地域局	38	19	50.0
新温泉町	温泉町/温泉総合支所	66	13	80.3
小計		425	125	74.1
合併した町の「本庁+支所・出張所等」計		855	790	7.6
合併していない町の「本庁+支所・出張所等」計		836	778	6.9

決算統計における普通会計職員のうち、(旧町/支所等名)の欄については、H16.4.1分は旧町の本庁の職員数を、H20.4.1分は従前旧町役場であった支所等(近辺に移転した支所も含む。)に配置されている職員の内訳を記載した。

(支所等への来庁者数の減少)

来庁者のデータは乏しいが、市町合併前に調査事例のある丹波市での来庁者の動向は、表2-2-2のとおりである。市町合併後の丹波市では、来庁者全体が30.3%であるが、市役所の本庁(分庁舎)の来庁者は、0.7%とほぼ横ばいであるのに対し、従前町役場であった支所(柏原、青垣、山南、市島)では、平均47.9%と半数近く減少しており、本庁に比べ支所の来庁者の減少幅が大きくなっている。

市町合併前後における大きな変化としては、年金受給権者の現況届の提出が平成18年度から廃止され、定期報告書への住民票の添付も不要となったことなどから、関係窓口への来庁者は減少している。

柏原支所では、比較的来庁者の減少幅が少なくなっている。これは、旧柏原町地域がJRや路線バスの乗り継ぎ地点であるため利便性が高く、国や県の地方機関(国:法務局・裁判所・ハローワーク、県:総合庁舎・病院)もあるからではないかなどの理由も聞かれた。

また、本庁機能が集約されている市役所の本庁・分庁舎では、職員が69.1%増加しているが、来庁者の増減率を庁舎ごとにみると、企画部・総務部等のある本庁舎(旧氷上町役場)への来庁者が8.8%であるのに対し、住民生活にとって比較的直接の関わりの多い福祉部・産業経済部等が置かれている春日分庁舎では+8.2%となっている。

表2-2-2 丹波市における職員数・来庁者の変化

区分	職員数			1日当たりの来庁者数		
	H14.4.1 a (人)	H20.4.1 b (人)	増減率 (%) (b-a)/a	H14 A (人)	H20 B (人)	増減率 (%) (B-A)/A
本庁・分庁	175	296	69.1	586	582	0.7
本庁(氷上町)	100	169	69.0	306	279	8.8
分庁(春日町)	75	127	69.3	280	303	8.2
支所	256	124	51.6	988	515	47.9
山南町	72	76	5.6	274	151	44.9
柏原町	68	14	79.4	183	142	22.4
青垣町	56	22	60.7	244	81	66.8
市島町	60	12	80.0	287	141	50.9
計・平均	431	420	2.6	1,574	1,097	30.3

職員数は、決算統計における普通会計職員数のうち、H14分は旧町の本庁の値を、H20分は氷上及び春日は本庁、他4地域は支所・出張所等に分類されている値の内訳である。

また、1日当たりの来庁者は、H14年度(4/22～26及び5/13～17)とH20年度(4/21～25及び5/12～16)に実施した来庁者アンケート調査「住民来庁者調べ」によるもの。

本庁(氷上町)にある部局：企画部・総務部・財務部・生活部・健康部・議会事務局等
分庁(春日町)にある部局：福祉部・産業経済部・建設部・農業委員会事務局等

(支所等の庁舎の空きスペース)

旧町の役場が置かれていた支所等において、職員数や来庁者が減ったことに加え、支所等の庁舎において空いたスペースが増えたことによって、住民から寂しいという声が聞かれる。

表2-2-3のように、旧町役場であり現在も支所等に利用されている庁舎は46施設存在しているが、公共施設等の空いたスペースを農業協同組合の支店や社会福祉協議会、シルバー人材センターや観光協会といった関係団体だけでなく、NPOなどの地域づくり団体に貸出しを行うなど、既に有効活用を図っているところも見受けられる。

ただ、未利用部分が延床面積(議場部分を除く)を占める割合が10%以上を超えているのは13施設(46施設中28.3%)である。議場として利用されていたスペースも、書庫や倉庫となっているところが19施設(43施設中44.2%)であり、11施設(43施設中25.6%)は現在のところ未利用となっている。

今後も空きスペースの有効活用を図るため、行政としての利用だけでなく、地域住民へ開放するなど利用率を高め、住民の不安を解消することも早急に解決すべき検討課題の一つである。将来の維持コストをどのように負担していくのかという視点からも、空きスペースを住民との協働の拠点としての活用することや、収益を上げる場所として活用することについても検討すべきである。

表2-2-3 旧町役場（庁舎）の利用状況：現存する46施設

未利用の部分（議場を除く）の状況（H20.6現在）

未利用面積 延床面積 × 100(%)	施設数（46施設に占める割合）
10%以上	13 施設 (28.3%)
50%以上	1 施設 (2.2%)
50～40%	1 施設 (2.2%)
40～30%	2 施設 (4.3%)
30～20%	4 施設 (8.7%)
20～10%	5 施設 (10.9%)
10～0%	9 施設 (19.6%)
0%	24 施設 (52.1%)
計	46 施設 (100%)

議場跡の利活用状況（H20.6現在）

利用方法	施設数（43施設に占める割合）
多目的ホール	4 施設 (9.3%)
図書館・公民館	3 施設 (7.0%)
事務室	1 施設 (2.3%)
会議室	5 施設 (11.6%)
倉庫・書庫	19 施設 (44.2%)
未利用	11 施設 (25.6%)
計	43 施設 (100%)

行政の住民に対するサービス提供のあり方

検討項目	・行政における透明性や公平性は向上したのか。
現状 (合併前との比較)	・職員の接遇の向上。 ・住民との個人的な関係ではなく、組織による対応を基本とする行政への変化。
住民の声	・概ね市町合併前の住民と職員が顔見知りであったがために、接遇がおろそかになっていた面が改善され、接遇が向上。 ・顔見知りがいなくなったことにより、「対応が冷たくなったように感じる」。 ・市町合併前の「融通が利いた対応がなくなった」、「声の大きな住民の要求だけが反映されるといったことがなくなった」との意見が聞かれた。
評価と課題	・住民との個人的な関係ではない、組織としての対応を基本とした、より透明・公平な行政サービスに変化。 ・組織による対応において、住民からより親しまれるよう接遇等の更なる向上を図る必要がある。
今後の取組の方向性	・職務の専門化や細分化に加え、顔見知りの職員の不在から生じる住民との距離感の深まりに対し、旧市町域ごとの総合相談窓口となるような職員の配置などの工夫が必要。 ・支所等の責任のある者に対して、県自治研修所等を活用した接遇指導者の養成を行う等の取組。

(行政のサービス提供に対する住民の受け止め方)

窓口などにおいて、職員がもう少し温かい対応をする必要があるのではないかとの声もあったが、概ね、市町合併前の住民と行政の関係が親密であったために逆に接遇がおろそかになっていた面が改善され、行政からの説明が丁寧になるなど接遇の向上が見られたとしている。

また、市町合併前のように融通の利いた対応がなくなったとする意見もあるが、逆に声の大きな住民の要求だけが反映されることがなくなった、より公正な行政が実現し、改めてルールを遵守していくことの重要性を学んでいるという声もある。

ヒアリングの結果を踏まえると、接遇は一定程度向上し、市町規模が拡大したことにより、住民との個人的な関係ではなく、組織としての対応を基本とする行政サービスに変化していると考えられる。

(今後のサービス提供のあり方)

ただし、住民との個人的な関係ではない公平な行政の推進のほか、職務の専門化や細分化に加え、顔見知りの職員がいないこともあって、「話が通じにくい」、「対応が冷たくなった」などという住民との距離感をどのように埋めていくかが大切である。このため、例えば、旧市町域ごとの総合相談の窓口となるような職員の配置などの工夫が必要である。

また、市町においては、住民から親しまれるよう接遇の更なる改善を進めていく必要がある。特に住民に身近な支所等の職員の接遇については、県自治研修所で接遇指導者の養成を行う取組を行っていることから、これを活用することも視野に、接遇の責任者の能力向上に努める等の検討も必要である。

(3) 地域の自治と住民意識に対する効果と課題

地域の自治

検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による自主的なまちづくりが進んでいるのか。
現 状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による主体的なまちづくりに向けた動きがある地域がある。また、公民館活動に積極的に取り組み、地域の自治の振興を図っている事例もある。 ・地域審議会等が首長への要望会に終始するなど、形骸化している地域が存在する。 ・地域人口が減少し、更に高齢化することで担い手が減少している。
住 民 の 声	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位で自主的なまちづくりに取り組むことによって、地域住民自らが地域を盛り上げ、地域を維持していく姿勢が芽生えてきた。 ・新市町建設計画に係る議論を行う地域審議会と地域イベント等を実施する自治会で、役割分担や人的連携を図っている。 ・旧市町単位の地域協議会や地域審議会が、単なる不満表明や市町長の諮問への答申の場にとどまっている。既存の自治会等との役割分担や連携が不十分である。 ・自主活動が盛んになる中で役員の負担が大きく、働きながら役員を務めることが困難。役員等が高齢化する中で新たな担い手が不足。 ・地域に居住する公務員の一層の参加を求める。 ・いわゆる限界集落化の進む地域では、身近な除雪等も自分達では実施不能。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位でまちづくり協議会が設置されるなど住民の自主的な取組が進んでいる地域もあるが、旧市町単位の設置されている地域協議会や地域審議会の位置付けが不明確な地域もあるなど、現時点では、多くの地域で試行錯誤の段階である。 ・各地域の実情に合わせ、まちづくりの担い手を確保しつつ住民自治の充実を図る必要がある。 ・行政が担ってきた一翼を住民が担うことを念頭に、地域に応じた行政と住民の協働によるまちづくりについて、更なる検討の必要がある。
今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によっては、自治会等の既存の組織が地域づくりの機能や地域内の調整を担うことのできる活動実態を有することから、旧市町単位の地域審議会等と小学校区単位等の自治組織の連携、役割分担を推進する。また、公民館活動の活用など、各地域の実情に合わせた対応も必要。 ・住民自治の充実に向けた先進的な取組事例を紹介するなど、住民組織による身近な活動の充実を支援。 ・議員や職員のOB、市町職員に加え、県職員にも居住地域での地域活動への積極的な参加を働きかけ。

(合併協議から設置された地域審議会等)

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が離れることによって、住民の意見が合併後の新市町の施策に反映されにくくなるのではないかとの見方がなされていた。実際、市町合併によって1市町内における自治会数が増加しているこ

とから、自治会の役員等と首長や市町の幹部職員との意見交換の機会が減ったという意見が多かった。

こうした課題を解決するために、平成の市町合併では、地域住民の声を新市町の施策に反映させるために地域審議会や地域協議会の組織を設けることができるなどの制度が創設された。

県内の合併市町では、合併当初には地域自治区や地域審議会などの旧合併特例法における制度を活用するほか、条例を根拠とする審議会やその他の協議会の附属機関を設置するなど、地域における住民意思を反映させる取組が行われてきた。

このような市町において、地域審議会等を新市町建設計画に関する議論の場として、既存の自治会を地域イベントの実施の場として役割分担をし、地域審議会等と自治会との間で役員を兼務するなど、人的な連携を図っている事例が聞かれた。

一方で、特に合併協議を契機に設置された旧市町単位の地域審議会等について、住民ヒアリングでは、単なる不満表明や市町長の諮問に対する答申の場にとどまっている、折角設けられたのに十分に機能していないという評価を受けている事例もあった。また、活動はしているが、住民にはほとんど知られていない、既存の自治会等との連携や役割分担が十分でない（2団体）などの事例も見られた。

（まちづくりに向けた地域の主体的な活動）

市町合併において地域における役場の位置付けが大きく変わったことを契機として、「何でも役場にお願ひするという時代は終わった」ことを住民の方々に理解してもらい、行政と地域の役割分担を見直す中で公と民の協働を図るため、地域の方々に「自分達でできることは自分達で」という意識を持ってもらうことが必要である。

市町合併に伴うイベントや公的団体への補助の削減等がきっかけとなり、地域住民自らが地域を盛り上げ、地域の維持を目指していく姿勢が生まれつつある事例もあった。特に県民交流広場事業^{*14}を活用して小学校区単位等で自主的なまちづくりに取り組む事例が3団体で紹介された。また、既存の公民館活動に積極的に取り組み、生涯学習を浸透させることによって地域での主体的な活動を推進している事例もあるなど、地域で自治の振興が図られている。

平成18年に県がとりまとめた「地域の個性や住民意思を反映させた新しいまちづくり」では、行政と住民の協働のあり方、住民意思の反映のための基本的な型として、旧市町・中学校区程度の地域で構成される「政策提言を行う審議会」と小学校区単位程度の地域で構成される「自ら活動する自治組織」に整理し、その両者を組み合わせ、全体として機能させることが提案されている。

*14 県民交流広場事業

「県民交流広場」とは、身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民による手づくりの活動を総称したものである。

兵庫県では、地域を舞台とした子育て、防犯、環境・緑化、生涯学習、文化、まちづくりなど多彩な分野の活動を通じた元気と安心のコミュニティづくりを支援するため市町と連携しながら、おおむね小学校区を単位としたコミュニティを対象とした県民交流広場のための整備費や活動費への助成などを行っている。（第7期の法人県民税超過課税（税込期間：平成17年度から22年度までの5年間）を活用）

地域によっては、自治会等の既存の組織が地域づくりの機能や地域内の調整を担うような活動実態があることから、その活動を損なわない形で旧市町単位の地域審議会等と小学校区単位等の自治組織の連携、役割分担を推進していくことが必要である。また、法定の地域審議会等に必ずしも画一化することなく、各地域の実情に合わせて、公民館活動をはじめ既存の活動をより深めていくといった対応や組織づくりも求められている。

例えば、小学校区に設置した地域コミュニティ推進協議会の地域課題を解決するための事業に対して、一定程度の予算提案権を付与する取組を進めている事例がある。

また、自治組織の位置付けや役割分担を住民に理解してもらう取組としては、県内の宝塚市・養父市・朝来市等で、市民との協働による自治基本条例を策定する中で行政や議会、地域がどのような役割を担うのか検討している事例が見られる。

（地域活動の担い手）

先述のとおり、小学校区単位などでの自主的なまちづくりへの取組がまさに現実のものとなっている地域がある一方で、地域における自主活動が盛んになると役員の負担が大きくなるとの意見も住民ヒアリングで聞かれた。

実際、地域での自主活動を進める上で、地域の役員の負担が大きくなり、働きながら役員を務めることが困難な状況になっている。そのため、自然と退職者が担い手の中心になっており、今後の活動の中心的な役割を果たす担い手（後継者）を探すことができるのか、活動がいつまで継続できるのか不安視する向きもある。地域に居住する公務員について、県職員も含めて一層の参加を求めるとの意見があった。

少子高齢化が進む中で、地域の人口が減少し、活動の担い手も少なくなり、いわゆる限界集落化の進む地域では、身近な除雪等を自分達で実施しようとしても、実際に作業ができる人が少なすぎるとの意見があった。

各市町において、議員OBや職員OBにこのような活動に積極的に参加してもらうよう働きかける必要があるほか、県・市町の職員が居住地域の一員として地域活動に積極的に参加するよう働きかけることが必要である。行政に対して各種助成の申請をする場合や実績報告をする場合の書類作成等、行政経験のある者に対するニーズも大きい。

実際の実例として、地域に居住する市町職員を地域との連絡役としている取組を評価する意見もあった。

小学校区ごとに連絡役を配置している例としては、朝来市（地域支援職員）や丹波市、養父市（地域担当チーム制度）等がある。また、集落ごとに担当の職員を配置していた事例として、地域サロン事業（神河町）の取組もある。

市町合併に対する意識

検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ・市町行政への関心は高まったといえるのか。 ・今解決すべき地域課題の要因が市町合併なのか、それ以外の要因なのかについて、住民に理解されているのか。
現 状 (合併前との比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の議員選挙の投票率は低下傾向にあるなど、合併協議による住民の市町行政への関心の高まりが継続されず、合併後は市町行政への関心が低下。 ・合併に対する漠然とした期待感があったため、地方交付税の減少、人口減少・高齢化、経済情勢の悪化による地域課題が、すべて市町合併によるものと認識される傾向。
住民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や人口減少、医師不足、経済情勢の悪化等が市町合併と同時期に起こったことや、財政状況が厳しい団体同士で市町合併したことから、メリットが実感できない。 ・市町合併に対し漠然とした期待を持っていたために「市町合併の結果、良くならず、悪くなった。」という認識を持つ住民が多い。 ・従前から郡単位でのイベント実施等交流があった地域や合併協議に時間をかけ十分な調整を行った地域では、市町合併の効果に肯定的。一方、同協議の際に新市町において調整するとした項目が多い地域では、市町合併の効果に否定的。
評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町行政への関心も、合併直後は一時的に高まっているものの、合併協議における施策の一定の実現等もあり、その後は低下傾向にある。 ・市町合併以外の要因による様々な地域課題が生じていることも、多くの住民には市町合併が要因であるとして認識されがちである。
今後の取組 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への分かりやすい情報開示により市町行政への関心を高め、場合によっては、市町合併しなかった場合と比較した市町合併のメリットを再認識できる取組。 ・地域課題を生み出している市町合併以外の要因への地域住民の理解を深めるとともに、その解決に向け、県と市町が連携した取組。

(市町行政への関心)

市町合併については、様々なレベルでその是非や内容に関して議論がなされていることから、一般的には地域住民の行政への関心を高める効果があるとされている。

しかしながら、地域住民の市政・町政への関心を考察するため、選挙の投票率の推移をみると、市町合併後3回の市議選を行っている篠山市では回を追うごとに投票率が低下している。(その他の市でも、2回目の選挙において投票率が低下している例が多い。)

市町合併の前後において、住民投票などの動きが活発に行われた状況から見れば、市町合併により、市町行政への関心も一時的に高まったが、合併協議における施策の一定の実現等もあり、その後は逡減傾向にあると言える。

(市町合併への認識)

市町合併により様々な課題がクリアできるという住民の漠然とした期待感があったためか、地方交付税の減少、人口減少・高齢化、経済情勢の悪化などの市町合併とは関連しない要因が生み出している課題について、住民には理解されにくい状況にある。合併後に生じた課題について、「市町合併したのに」や「市町合併がすべての要因」と認識される傾向にある。また、例えば、合併しなかった場合には廃止・縮小が避けられなかった住民サービスが合併により維持されているケースなどは、合併の効果によるものであることが住民に実感されにくいとも言える。

このような状況からは、合併市町において、今後、住民への適切な情報提供を行うことにより、市政・町政への関心を高め、市町合併のメリットの再認識とともに、市町合併以外に地域課題を生み出している要因があることへの地域住民の理解を深めていくことが必要である。

更に、市町合併以外に地域課題を生み出している要因に対しては、県と市町が連携して、その解決に向けて取り組むことが必要である。

3 合併市町・県に求められるもの

(1) 合併市町に求められるもの

合併市町においては、合併により基礎自治体としての行財政基盤の充実・強化が一定程度図られてきている。今後、住民サービスを維持しつつ、周辺地域の活性化を図りながら持続的な行財政運営を行うためには、合併効果を踏まえた次のような視点から、バランスのとれた取組を推進すべきである。

人材育成：求められる職員の育成を図る。

ア 職員の専門性の向上

市町合併による規模の拡大に伴い、例えば、財政課や税務課等が本庁のみに集約して単独で設置されるといった組織の専門化が進んでいる。この結果、通常業務の中で自ずと職務内容が専門化されていくが、これに対応するため、専門的な研修の活用や県・他市町との人事交流等に取り組み、職員の資質の向上や専門性を有する職員の養成が求められる。

また、必要に応じて専門性を有する職員を採用することも有効である。

イ 行政の高度化への対応

分権の流れの中で、単なる事務事業評価に止まらない本格的な行政評価、PFI事業や公設民営の取組、指定管理者制度の導入、人事評価等の公務員制度改革、公会計改革に代表される行政の高度化に対応することが必要である。

このため、専門的かつ高度な知識を習得するための研修等の活用を通じて人材を育成し、組織として行政の高度化に対応できるようにしていくことが求められる。

ウ 支所等における住民対応

他方、市町合併後の組織の効率化により、支所等の職員数が削減されていく中、1人の職員が住民の多様なニーズに対応することが、これまで以上に必要となっていくという面もある。そのため、地域事情を理解し、幅広い分野の基礎知識を有する職員の育成が求められるとともに、地域コミュニティとも密接に関わるなど、職員が地域づくりに積極的に参加することも必要である。

また、必要に応じ、職員OBの活用による対応なども検討すべきである。

住民自治の充実：住民の自立を促し、地域の活性化を図る。

ア 住民に対する情報提供

今後の行財政運営に対する住民の理解や協力を得るため、市町の置かれている行財政状況について、分かりやすい情報の提供が求められている。

また、市町合併を機に行われた事業の現状・課題や、市町合併以外に地域課題を生み出している要因等についても、情報提供を行い、住民の理解を得て市町行政が円滑に進むよう取り組むことが求められる。

イ コミュニティ等の活性化

今後、地域住民の意見を行政に反映させることはもとより、行政と地域の役割分担を見直す中で公と民の協働を図らなければならない状況にある。

県内の合併市町では、自治会・町内会等が概ね組織されていることを踏まえ、地域審議会等の地域コミュニティの一形態としての位置付けや役割を明確化し、自治会等との役割分担や人的連携を強化するほか、小学校区を単位としたまちづくりの取組を支援することなどが求められる。場合によっては、地域コミュニティに一定の予算を要求する権限の付与を検討することなども考えられる。

ウ 周辺地域の活性化

市町合併後の中心地域から離れた周辺地域においては、住民の多くを占める高齢者等の利便性が低下し、地域の活力が更に失われることが考えられる。

このため、旧町の支所・出張所等の統廃合にあたっては、その業務を地域住民により組織されたNPOへ委託することや、職員を地域の連絡役とすること、もしくは職員に地域を巡回させることにより行政サービスを維持する取組が求められる。

周辺住民の生活拠点となってきた商店街についても、商業等の活性化によるにぎわいづくりや地域コミュニティ機能を担うなどのまちづくりの観点から、商店街機能の再生を図る取組が求められる。また、旧町役場など公共施設の空きスペースの活用として、NPOや地域住民に開放することなども有効である。

加えて、文化や観光面での地域資源の掘り起こしによる地域の活性化や、他地域との交流人口の拡大を図ることにより持続的に地域・産業を支える取組などが求められる。

行財政改革の推進：交付税の算定替の縮小・終了時期を見据え、安定的・持続的な行財政運営を図る。

ア 行財政全般の見直し

市町合併により財政的な意味での体質は強化されたといえる。しかしながら、普通交付税の合併算定替期間は15年であり、この期間内に行政体制のスリム化と財政運営の改善を進めなければ、三位一体の改革等による地方交付税の削減が与えた影響と同じような、深刻な財政悪化を招くことも予想される。

各団体では、集中改革プランの作成など行財政全般にわたる見直しに既に取り組んでいるが、組織、定員・給与、行政施策、公営企業、公社等について、今一度見直しを行い、効率的な行財政運営に努める必要がある。

合併後10年目を迎えた篠山市では、平成22年度から合併算定替の段階的縮減が始まることから、行政体制のスリム化と財政基盤の強化を図ることが求められる。

イ 新市町建設計画等の見直し

市町合併に際して策定された新市町建設計画は、その記載内容が抽象的である部分も多く、住民にとっては必ずしも理解しやすいものとなっていない。

今後、同計画の見直しや新市町の総合計画の策定の際には、その時点の人口動態や財政状況等を織り込みつつ、内容の具体化を図り、住民に対し、今後のまちづくりの具体的なイメージを提供することが求められる。

(2) 合併しなかった市町に求められるもの

平成の大合併により県内には1万人未満の小規模な市町はなくなり、一定程度の行政体制が整うこととなった。三位一体の改革等による地方交付税の大幅削減も行われたことから、合併をしなかった市町の中にも、財政面を中心とした住民の危機感により合併を模索した地域と、比較的合併に対する住民の関心が低かった地域が見受けられる。

新たな地域連携の枠組みの模索

合併を模索した地域にあっては、結果的に合併には至らなかったものの、財政面において今後の見通しが厳しい状況にあると考えられる。

そのため、今後進められる更なる地方分権改革への対応を可能とするため、行財政基盤の整備に繋がる新たな地域連携の枠組みを視野に入れた早急な体制づくりが必要であると考えられる。

地方分権改革に対応した住民サービスの充実

今後も進められる地方分権改革の中においては、基礎自治体に対し、より一層の行財政基盤の充実に加え、住民に身近な行政を総合的に担うことが求められる。

このため行財政基盤が比較的安定した地域でも、今後の財政見通し等を住民に分かりやすく説明した上で、市町の将来について住民と具体的に認識を共有していく努力が必要である。

また、基礎自治体としての的確に住民ニーズに対応するため、福祉やまちづくりといった住民に身近な事務をより総合的に担うなど、これまでの概念にとらわれない積極的な行政運営や連携が求められると考えられる。

都市部では、これまで市町合併の議論は積極的に行われてこなかったが、特に、今後、急速に進む高齢化によって課題が顕在化すると考えられる地域では、市町合併の効果と課題を十分に検討した上で、将来のまちづくりを早急に検討すべきである。

(3) 県に求められるもの

県の役割の基本は、広域自治体として地域の総合的な調整や広域的・専門的な課題への対応、基礎自治体の規模や実情に応じた支援を行うことである。

従って、合併市町におけるニーズを踏まえ、次のような役割を果たすべきであると考えられる。

広域的・専門的な見地からの市町支援

ア 合併市町の人材育成の支援

職員派遣については既に取り組まれているが、市町合併後の市町域の広域化や新たな事務への迅速な対応を行うため、専門的な課題に対応できる職員の派遣や研修等のより一層の実施が求められる。

イ 住民自治の充実への支援

基礎自治体である市町との適切な役割分担のもと、例えば、県民交流広場事業の成果を活かして、住民組織による身近な活動の充実を支援するため、先進的な取組事例の紹介、県職員の地域活動への参画を促す取組や地域団体の活動を応援する取組など、地域づくりを推進する取組が求められる。

ウ 行財政改革の推進への支援

市町の行財政改革をバックアップするための助言や情報提供のほか、市町合併の財政的影響の住民への適切な情報提供について市町とともに検討することなどが求められる。

また、市町所有の公共施設について、市町合併により空いたスペースを有効活用するため、空き情報を県が一元的に発信するといった支援も考えられる。

エ 地域課題の解決に向けた取組への支援

市町合併により顕在化した課題やその解決事例・対応策について、国や県の施策をパッケージにして市町に提示することや、地域課題への成功事例や解決策の紹介など、市町からの相談への総合的な窓口体制の充実を検討することも期待される。

オ 合併市町のバランスがとれた発展への支援

周辺地域における更なる過疎化の進行を阻止するため、例えば住民団体やNPOを始めとする民間主体の交流事業やイベント事業などの合併市町のイメージアップや一体感の醸成を図る取組に対する市町と連携した支援が求められる。また、「ひょうご農水産物ブランド戦略^{*15}」を活用した地域特産品のブランド化をはじめ、地域の魅力や資源、特性などを活かした取組により地域を活性化させる支援が期待される。

*15 ひょうご農水産物ブランド戦略

他産品より優れた兵庫県産の魅力を明確にして、生産・流通・販売面の戦略を展開。ひょうご農産物ブランド化の支援として、商品の情報発信など生産者等が実施するブランド化への取組に対して支援（負担割合：県1/2、事業主体1/2、支援期間：2年間）を実施する。

市町間の調整、県と市町の連携強化

ア 定住自立圏等の市町間連携についての調整

定住自立圏構想^{*16}など、新たな地域連携の枠組みづくりのため、市町間の調整の実施が求められる。

イ 地域課題の解決に向けた市町と連携した取組

交流人口の拡大等による周辺地域の活性化のため、次のような取組の推進が求められる。

小規模集落対策としての「小規模集落元気作戦」の活用。

多自然居住地域において、地域資源を発掘、活用することで地域の自立を目指す「ふるさと自立計画推進モデル事業」への取組。

集落の状況把握、集落点検、集落内での話合いの活発化など実情に合った集落対策を支援する「集落支援員」の活用。

地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などを行う「地域おこし協力隊」の活用。

住民の生活に不可欠な商店や医療・金融機関等の存続・誘致、物販品等の配達や巡回診療などによる住民の生活が維持できるような取組への支援。

まちづくりの観点から、高齢者支援施設の設置等による地域コミュニティ機能の強化などの支援。

まちづくり会社等による商店街の空き地や空き店舗の不動産の有効活用、移動店舗の確保などの促進。

市町と連携した国への意見表明

合併市町は、従来の市町村より面積が大きく効率化には一定の限界があることから、地域間格差を生じさせないためにも、地方交付税による適切な財源措置（財政調整と財源保障）が不可欠であり、三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税を復元・充実するとともに、財源不足に対応した必要な地方交付税総額の確保等について、市町と連携して国に提案すべきである。

また、町が設置した福祉事務所に対する交付税措置の改正など、地方分権を更に推進する観点から、制度改正の提案を行っていくべきである。

*16 定住自立圏構想

一定の要件を満たした中心市とその周辺市町が、「集約とネットワーク」の考え方を基本に圏域全体の活性化を通じて人口の定住のために必要な生活機能の確保を目指すもの。県内では、H12.12.25に赤穂市と上郡町が岡山県備前市との間で「東備西播定住自立圏の形成に関する協定」を締結。また、H22.1.29、西脇市が多可町との間で進める定住自立圏構想の中心的役割を担う中心市を宣言。

4 市町合併を踏まえた今後のあり方

(1) 合併市町

市町合併は、地方分権を推進する観点から、その受け皿として、基礎自治体の行財政基盤の強化等を目的として進められてきたものである。単に複数の自治体を一つにするにとどまらず、市町合併を契機として市町の行財政全般を大きく見直すことにより、地方分権の受け皿としての機能を果たし、地域の活性化を図っていくことが可能となる。

合併市町にあっては、今後、地方交付税の合併算定替の縮小・終了に加え、合併特例債の本格的な償還が開始されることになる。持続的な行財政運営を進めていくためには、行政と地域の役割分担を見直しながら公と民の協働を図るため、住民との関係をはじめとする様々な見直しを行いつつ、住民と行政が一体となった行財政改革が必要となってくる。

合併市町は、住民に最も身近な行政主体として創意と工夫を凝らして様々な地域課題に取り組み、行政の効率化により生み出された財源を活用して地域の活性化に活かすというような取組、即ち、行政の効率化と地域活性化の両立が求められている。

また、市町合併は住民の夢やロマンがあっからこそ成果を上げることができる。これらの取組に当たっては、住民の夢に一步でも近づけるよう努力すべきである。

市町合併の効果は、合併直後から目に見える形で生じるものもあれば、時間の経過とともに少しずつ高まっていくものもある。課題についても、地域の実情に応じ、その現れ方や現れる時期は様々である。

従って、現在の状況を踏まえながらも、長期的な視点に立って、その地域における合併の効果や課題をとらえていくことが重要である。県内の市町において、合併の効果をもっと高め、また、課題のより良い解決に向け、地域が一丸となって将来を見据えた地域経営や地域づくりを進めていただきたい。

(2) 県

合併市町では、新市町における住民の一体感の醸成等、市町合併の効果をもっと高める取組も必要である。合併市町がそれぞれの地域課題の解決に取り組みつつ、持続可能な行財政運営を行うため、合併市町における行財政改革をはじめとする様々な取組をバックアップするような側面的な支援を県に期待したい。

県内の合併しなかった市町を中心に、行財政基盤が強化されたという市町合併の効果も踏まえ、今後、新たな地域連携の模索が行われることが考えられる。このため、県には、広域自治体としての視点に立った適切な調整が期待されている。

また、市町における新たな広域連携が具体化する段階にあっては、例えば、合併市町における住民との関わりや施策の見直しの状況を参考にしつつ、合併しなかった市町も近隣の市町と効果的に連携・補完し合い、住民に身近な基礎自治体としての総合的な住民サービスを提供できるよう導くことが県に求められる。

(3) 市町合併と県・市町の関係

県内市町は、平成の大合併により29市12町に再編され、全市町が人口1万人以上になるなど、行財政基盤は一定程度整備された。また、平成20年4月から西宮市が、平成21年4月から尼崎市が中核市に移行したことに伴い、県と市町の新たな関係が始まっている。

今後、市町においては、地方分権や人口減少、少子高齢化などの時代の構造的な変化への対応をしながら、その規模・能力にふさわしい行政サービスを担っていくことが求められる。県と市町との関係では、生活に密着した行政は基礎自治体である市町が責任を担うことが基本という観点から、県から市町への権限移譲が進められている。具体的に見てみると、兵庫県では、平成6年度に策定した県から市町への権限移譲に係る行動計画などにより、市町の自主性を尊重して推進することを基本に屋外広告物法による是正指導や都市計画法による開発行為の許可などの事務が全国に先駆けて移譲されている。また、他の都道府県では、町が設置する福祉事務所への生活保護事務の移譲など、様々な権限移譲が進められている例もある。

従って、県には、合併市町に対する各種支援やより高度な行政サービスに取り組むための県・市町間の連携の調整に加え、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた市町に対する権限移譲等への対応、県内市町の体制を踏まえた県独自の権限移譲や県・市町の役割分担の検討を進める必要がある。^{*17}

こうした取組の結果、県と市町の事務分担等の関係が変化し、県の組織（例えば地方機関）のあり方が変わることも考えられる。

このように、県と市町がそれぞれの役割を果たしつつ効果的に連携することにより、新しい関係が構築されるとともに、住民サービスの向上が図られることを大いに期待する。

*17 なお、第29次地方制度調査会の「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（H21.6.16）」には、次のような記述がある。県においては、地域連携の広域的な調整について、より積極的な役割が求められていくことが考えられる。

市町村間又は市町村と都道府県との間で広域に連携することにより、事務をより適切かつ効率的に処理するため、従来から、地方自治法においては、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託など、多様な事務の共同処理の仕組みが設けられている。このような事務の共同処理の仕組みが一層活用されるよう、地方公共団体のニーズを踏まえた制度の見直しを行う必要がある。

すなわち、事務の委託については、基本的には事務権限が委託団体から受託団体に移動する仕組みとなっているため、事務を委託しようとする団体が制度の活用に躊躇するとの指摘もある。このため、委託団体が事務処理の状況を把握し、受託団体に対して意見を提出しやすくなるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

また、機関等の共同設置については、現行の機関及び職員の共同設置に加え、効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、内部組織、事務局及び行政機関についても共同設置が進められるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

人口段階別の市町村の人口・面積の変化

県内

人口区分	H11.3.31		
	団体数	人口 [人]	面積 [km ²]
50万人以上	1 (1.1%)	1,423,792 (26.4%)	548 (6.5%)
30万人以上50万人未満	3 (3.3%)	1,349,961 (25.0%)	425 (5.1%)
20万人以上30万人未満	3 (3.3%)	750,717 (13.9%)	289 (3.4%)
10万人以上20万人未満	2 (2.2%)	332,970 (6.2%)	78 (0.9%)
5万人以上10万人未満	6 (6.6%)	450,728 (8.3%)	659 (7.9%)
3万人以上5万人未満	9 (9.9%)	349,890 (6.5%)	704 (8.4%)
1万人以上3万人未満	32 (35.2%)	515,273 (9.5%)	2,903 (34.6%)
1万人未満	35 (38.5%)	228,546 (4.2%)	2,782 (33.2%)
県内計	91 (100%)	5,401,877 (100%)	8,388 (100%)
(参考) 県内平均		59,361	92.1

団体数	H22.3.31		
	人口 [人]	面積 [km ²]	
2 (4.9%)	2,061,625 (36.9%)	1,084 (12.9%)	
2 (4.9%)	927,984 (16.6%)	150 (1.8%)	
3 (7.3%)	777,989 (13.9%)	290 (3.4%)	
3 (7.3%)	463,490 (8.3%)	289 (3.4%)	
9 (22.0%)	665,450 (11.9%)	2,170 (25.9%)	
13 (31.6%)	516,036 (9.2%)	2,403 (28.7%)	
9 (22.0%)	178,027 (3.2%)	2,007 (23.9%)	
0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
41 (100%)	5,590,601 (100%)	8,393 (100%)	
	136,356	204.7	

全国

人口区分	H11.3.31		
	団体数	人口 [人]	面積 [km ²]
50万人以上	21 (0.6%)	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)
30万人以上50万人未満	43 (1.3%)	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)
20万人以上30万人未満	41 (1.3%)	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)
10万人以上20万人未満	115 (3.6%)	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)
5万人以上10万人未満	227 (7.0%)	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)
3万人以上5万人未満	262 (8.1%)	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)
1万人以上3万人未満	986 (30.5%)	16,620,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)
1万人未満	1,537 (47.6%)	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)
全国計	3,232 (100%)	117,602,632 (100%)	371,040 (100%)
(参考) 全国平均		36,387	114.8

団体数	H22.3.31		
	人口 [人]	面積 [km ²]	
27 (1.6%)	30,406,053 (25.5%)	14,206 (3.8%)	
45 (2.6%)	17,334,198 (14.5%)	16,252 (4.4%)	
41 (2.4%)	10,083,530 (8.5%)	12,109 (3.2%)	
154 (8.9%)	21,252,161 (17.8%)	41,129 (11.1%)	
278 (16.0%)	19,314,878 (16.2%)	63,709 (17.1%)	
259 (15.0%)	10,015,061 (8.4%)	56,025 (15.1%)	
467 (27.0%)	8,479,334 (7.1%)	84,578 (22.7%)	
459 (26.5%)	2,393,126 (2.0%)	83,929 (22.6%)	
1,730 (100%)	119,278,341 (100%)	371,937 (100%)	
	68,947	215.0	

H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。
H22.2.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。
H22.2.1の面積は、「全国市町村要覧(平成20年度版)」の面積による。
H22.1.1.2までに合併の官報告示を終えたもの。

ポスト合併期における県内市町の状況(人口別)

資料3

人口区分	市町数	市町名		合併日	合併関係市町	人口 (人)	面積 (km ²)	備考
		合併していない	合併済					
100万人以上	1	神戸市				1,525,393	550.13	政令市
50万人以上～100万人未満	1		姫路市	H18.3.27	姫路市、家島町、夢前町、 香寺町、安富町	536,232	534.27	中核市
30万人以上～50万人未満	2	西宮市				465,337	99.96	
20万人以上～30万人未満	3	尼崎市				462,647	49.77	特例市
		明石市				291,027	49.22	
		加古川市				267,100	138.51	
10万人以上～20万人未満	3	宝塚市				219,862	101.80	
		伊丹市				192,250	24.95	
		川西市				157,668	53.44	
5万人以上～10万人未満	9	三田市				113,572	210.22	
		高砂市				94,813	34.40	
		芦屋市				90,590	18.47	
			豊岡市	H17.4.1	豊岡市、城崎町、竹野町、 日高町、出石町、但東町	89,208	697.66	
			三木市	H17.10.24	三木市、吉川町	84,361	176.58	
			たつの市	H17.10.1	龍野市、新宮町、 揖保川町、御津町	81,561	210.93	
			丹波市	H16.11.1	柏原町、氷上町、青垣町、 春日町、山南町、市島町	70,810	493.28	
			南あわじ市	H17.1.11	緑町、西淡町、 三原町、南淡町	52,283	229.17	
3万人以上～5万人未満	13	赤穂市				51,794	126.85	
			洲本市	H18.2.11	洲本市、五色町	50,030	182.46	
		小野市				49,761	93.68	
		加西市				49,396	150.19	
			淡路市	H17.4.1	津名町、淡路町、北淡町、 一宮町、東浦町	49,078	184.15	
			篠山市	H11.4.1	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	45,245	377.61	
			西脇市	H17.10.1	西脇市、黒田庄町	43,953	132.47	
			宍粟市	H17.4.1	山崎町、一宮町、 波賀町、千種町	43,302	658.60	
			加東市	H18.3.20	社町、滝野町、 東条町	39,970	157.49	
			朝来市	H17.4.1	生野町、和田山町、 山東町、朝来町	34,791	402.98	
			播磨町			33,545	9.09	
			太子町			32,555	22.62	
		2万人以上～3万人未満	5	相生市				32,475
稲美町						31,944	34.96	
猪名川町						30,021	90.41	
	養父市			H16.4.1	八鹿町、養父町、 大屋町、関宮町	28,306	422.78	
	多可町			H17.11.1	中町、加美町、八千代町	24,304	185.15	
2万人未満	4		香美町	H17.4.1	香住町、村岡町、美方町	21,439	369.08	
			佐用町	H17.10.1	佐用町、上月町、 南光町、三日月町	21,012	307.51	
			福崎町			20,669	45.82	
			上郡町			17,603	150.28	
2万人未満	4		新温泉町	H17.10.1	浜坂町、温泉町	17,467	241.00	
			市川町			14,150	82.70	
			神河町	H17.11.7	神崎町、大河内町	13,077	202.27	
合計	41	22		19		5,590,601	8,393.34	

人口：平成17年度国勢調査人口

ポスト合併期における県内市町の状況(面積別)

資料4

人口区分	市町数	市町名		合併日	合併関係市町	人口(人)	面積(k㎡)	備考
		合併していない	合併済					
500k㎡以上	4		豊岡市	H17.4.1	豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町	89,208	697.66	
			宍粟市	H17.4.1	山崎町、一宮町、波賀町、千種町	43,302	658.60	
			神戸市			1,525,393	550.13	政令市
			姫路市	H18.3.27	姫路市、家島町、夢前町、香寺町、安富町	536,232	534.27	中核市
400k㎡以上～500k㎡未満	3		丹波市	H16.11.1	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	70,810	493.28	
			養父市	H16.4.1	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	28,306	422.78	
			朝来市	H17.4.1	生野町、和田山町、山東町、朝来町	34,791	402.98	
300k㎡以上～400k㎡未満	3		篠山市	H11.4.1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	45,245	377.61	
			香美町	H17.4.1	香住町、村岡町、美方町	21,439	369.08	
			佐用町	H17.10.1	佐用町、上月町、南光町、三日月町	21,012	307.51	
200k㎡以上～300k㎡未満	5		新温泉町	H17.10.1	浜坂町、温泉町	17,467	241.00	
			南あわじ市	H17.1.11	緑町、西淡町、三原町、南淡町	52,283	229.17	
			たつの市	H17.10.1	龍野市、新宮町、揖保川町、御津町	81,561	210.93	
			三田市			113,572	210.22	
			神河町	H17.11.7	神崎町、大河内町	13,077	202.27	
150k㎡以上～200k㎡未満	7		多可町	H17.11.1	中町、加美町、八千代町	24,304	185.15	
			淡路市	H17.4.1	津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町	49,078	184.15	
			洲本市	H18.2.11	洲本市、五色町	50,030	182.46	
			三木市	H17.10.24	三木市、吉川町	84,361	176.58	
			加東市	H18.3.20	社町、滝野町、東条町	39,970	157.49	
			上郡町			17,603	150.28	
			加西市			49,396	150.19	
100k㎡以上～150k㎡未満	4		加古川市			267,100	138.51	特例市
			西脇市	H17.10.1	西脇市、黒田庄町	43,953	132.47	
			赤穂市			51,794	126.85	
			宝塚市			219,862	101.80	特例市
50k㎡以上～100k㎡未満	5		西宮市			465,337	99.96	中核市
			小野市			49,761	93.68	
			相生市			32,475	90.43	
			猪名川町			30,021	90.41	
			市川町			14,150	82.70	
50k㎡未満	10		川西市			157,668	53.44	
			尼崎市			462,647	49.77	中核市
			明石市			291,027	49.22	特例市
			福崎町			20,669	45.82	
			稲美町			31,944	34.96	
			高砂市			94,813	34.40	
			伊丹市			192,250	24.95	
			太子町			32,555	22.62	
			芦屋市			90,590	18.47	
	播磨町			33,545	9.09			
合計	41	22		19		5,590,601	8,393.34	

合併による人員削減の効果（特別職）

三役（定数条例上のもの）の状況

		H10	H15	H20	人員増減(H20-H10)
県内	市町の三役の数	279	268	99	189 (64.5%)
	うち合併関係市町	202	193	46	156 (77.2%)
	うち合併していない市町	77	75	53	24 (31.2%)
	首長	91	88	41	50 (54.9%)
	うち合併関係市町	69	66	19	50 (72.5%)
	うち合併していない市町	22	22	22	±0 (-)
	助役・副市町長	104	100	53	51 (49.0%)
	うち合併関係市町	71	67	22	49 (69.0%)
	うち合併していない市町	33	33	31	2 (6.1%)
	収入役	84	80	5	79 (94.0%)
うち合併関係市町	62	60	5	57 (91.9%)	
うち合併していない市町	22	20	0	22 (100%)	
全国	市町村の三役の数		H15 9,535	H17 5,960	3,575 (37.5%)

県内のものは、地方公共団体定員管理調査による各4月1日現在のもの。全国の数字は、総務省HPより抜粋。収入役の欄において、助役兼掌の場合には数値を参入していない。

教育長

		H10	H15	H20	人員増減(H20-H10)
県内		80	78	41	39 (48.8%)
	うち合併関係市町	58	56	19	39 (67.2%)
	うち合併していない市町	22	22	22	±0 (-)

地方公共団体定員管理調査による各4月1日現在のもの。

議員（定数）

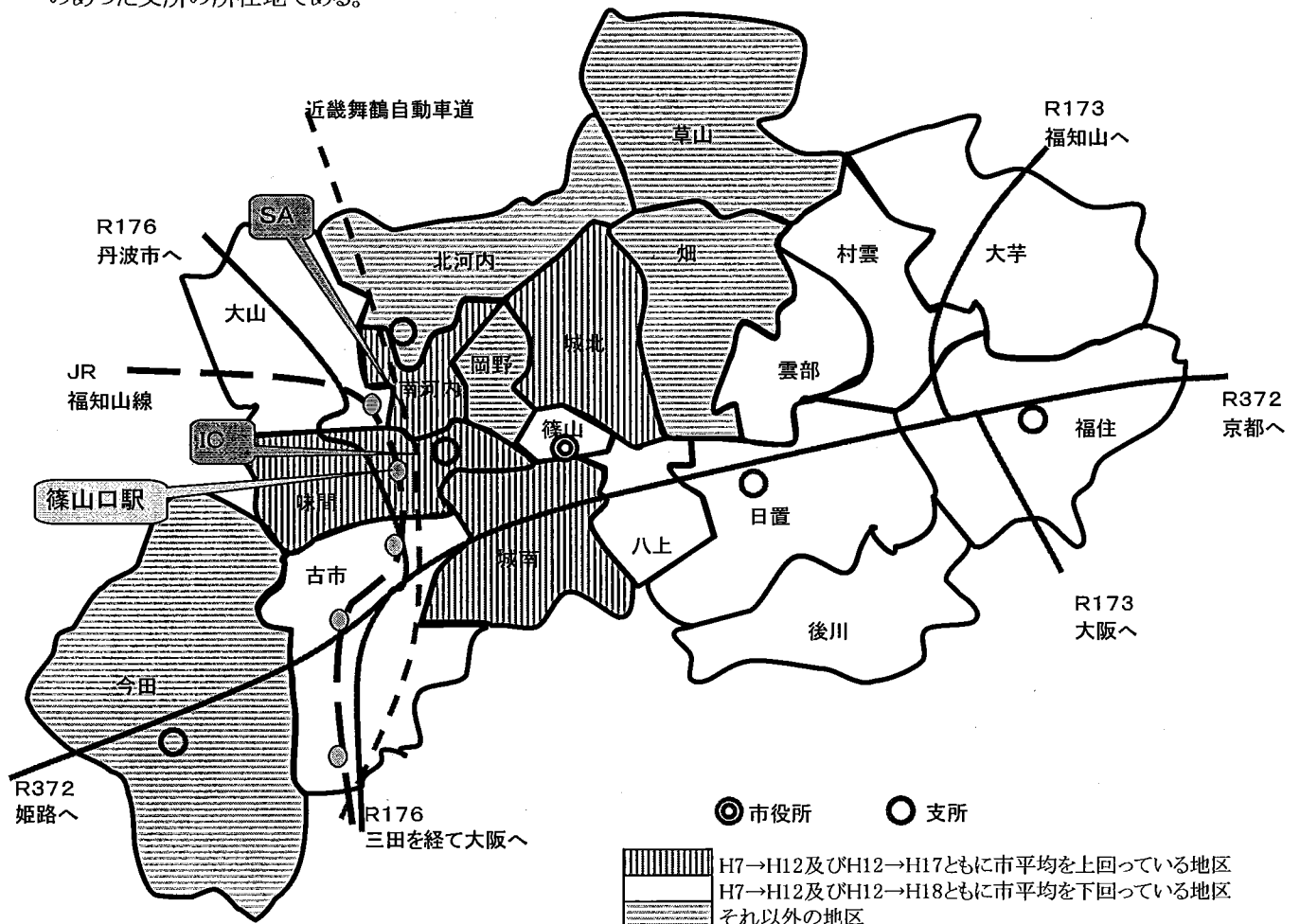
		H10	H15	H20	人員増減(H20-H10)
県内		1,789	1,674	1,021	768 (42.9%)
	うち合併関係市町	1,149	1,070	453	696 (60.6%)
	うち合併していない市町	630	606	568	62 (9.8%)
全国			H15 56,533	H17 38,942	17,591 (31.1%)

県内のものは、地方公共団体定員管理調査による各4月1日現在のもの。全国の数字は、総務省HPより抜粋。

○篠山市における人口の変化

旧町名	旧村名 =小学校区	人口			指数(平成7年=100)			指数(平成12年=100)		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	
篠山	篠山	篠山 ◎	4,314	4,056	3,813	100	94.0	88.4	100	94.0
		八上	2,565	2,456	2,346	100	95.8	91.5	100	95.5
		畑	1,336	1,276	1,144	100	95.5	85.6	100	89.7
		城北	2,967	3,148	3,199	100	106.1	107.8	100	101.6
		岡野	2,361	2,985	2,982	100	126.4	126.3	100	99.9
	城東	日置	2,475	2,438	2,261	100	98.5	91.4	100	92.7
		後川	659	619	534	100	93.9	81.0	100	86.3
		雲部	1,180	1,106	1,060	100	93.7	89.8	100	95.8
	多紀	福住	1,890	1,769	1,632	100	93.6	86.3	100	92.3
		村雲	1,263	1,181	1,104	100	93.5	87.4	100	93.5
大芋		1,219	1,102	1,014	100	90.4	83.2	100	92.0	
西紀	南河内	1,680	1,891	1,963	100	112.6	116.8	100	103.8	
	北河内 ○	1,591	1,744	1,649	100	109.6	103.6	100	94.6	
	草山	854	873	903	100	102.2	105.7	100	103.4	
丹南	大山	1,891	1,695	1,578	100	89.6	83.4	100	93.1	
	味間 ○	7,748	8,601	8,741	100	111.0	112.8	100	101.6	
	城南	2,223	2,750	2,850	100	123.7	128.2	100	103.6	
	古市	2,641	2,579	2,462	100	97.7	93.2	100	95.5	
今田 ○	3,895	4,056	4,010	100	104.1	103.0	100	98.9		
篠山市 計		44,752	46,325	45,245	100	103.5	101.1	100	97.7	

※ 上の表の、◎は現市役所所在地を、○は旧町役場のあった支所の所在地である。



市町合併の効果・課題に関する研究会名簿

(敬称略 50 音順)

- 座 長 前田 高志 (関西学院大学教授)
- 委 員 上羽 慶市 (神戸親和女子大学教授)
- 奥田 清喜 (豊岡市前副市長)
- 北村 亘 (大阪大学准教授)
- 田中 敦仁 (関西学院大学教授)
- 東田 耕造 (多可町前副町長)
- 中川 聡史 (神戸大学准教授)
- 吉田 秀子 (株ラジオ関西編成制作局シニアプロデューサー)